

名勝及び史跡 三徳山

発掘調査報告書

県道鳥取鹿野倉吉線改良工事に伴う発掘調査
三徳山大門跡発掘調査（第2次）

平成17年度

鳥取県三朝町教育委員会

序

古くから山岳信仰の霊場として栄えてきた三徳山は、国宝三仏寺奥院（投入堂）をはじめとする多くの文化財や豊かな自然環境を有していることから、国の名勝及び史跡に指定されています。

その素晴らしき姿は、先人たちの不断の努力によって千年以上に渡り守り続けられてきました。現代に生きる私たちもまた、この努力を継承し、三徳山の姿を後世へと守り伝えていかなければなりません。そのためには、三徳山の歴史や自然環境をよく理解することが必要です。

三朝町は平成13年度から「三徳山歴史遺産調査」として、建造物や仏像から自然環境に至るまで、多岐にわたる調査を実施しています。平成15年度からは埋蔵文化財の調査にも着手しました。

平成15年度には、投入堂に至る行者道中の「行者屋敷跡」と称される箇所での調査を実施し、堂舎の遺構を確認しました。

また、平成16年度には、三徳川北岸斜面の「大門跡」と称される石柱周辺で調査を実施し、近世初期以前の道路面と、それを挟む形となる南北2列の列石を確認しました。

平成17年度においては、主要地方道（県道）鳥取鹿野倉吉線の改良工事に伴い6箇所での調査を実施し、そのうち1箇所で、鉄の加工に用いた炉の壁面の一部、建物の基礎と思われる石の配置、釘などの鉄製品を主とする大量の遺物を確認しました。このことは、金属の生産加工という、三徳山の歴史における新たな側面を認識させる貴重な発見といえます。

また、平成16年度に続き大門跡の調査を実施し、既に確認した道路面より古い年代の道路面を新たに発見し、遺跡の形成過程についての貴重な資料とすることができました。

調査にあたっては、文化庁、鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県埋蔵文化財センターのご指導とご支援をいただきました。また、土地所有者をはじめ多くの方々のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

平成18年3月

三朝町教育委員会

教育長 徳 田 洋 輔

例 言

1. 本書に収載した遺跡の所在地は次のとおりである。

県道改良に伴う調査	第1地点	三朝町大字三徳1059番地 2
	第2地点	三朝町大字三徳989番地 3
	第3地点	三朝町大字三徳1054番地 1
	第4地点	三朝町大字三徳1095番地 5
	第5地点	三朝町大字三徳984番地
	第6地点	三朝町大字三徳985番地 5

三徳山大門跡	三朝町大字三徳1104番地
--------	---------------

2. 調査は「三徳山歴史遺産調査」の一環として、文化庁、鳥取県の補助金交付を受けて実施した。
3. 調査の期間は平成17年7月から平成18年3月までである。
4. 本書に掲載した調査地周辺図は国土地理院発行の1/25,000 地形図「三朝」を使用した。
5. 方位、座標値は世界測地系平面直角座標第Ⅴ系座標値を使用した。
6. 遺物の実測・浄書は調査員及び整理事業員が行った。
7. 掲載図面の作成は調査員が行った。
8. 調査現場の写真撮影は調査員が行った。
9. 遺物写真撮影は鳥取県埋蔵文化財センターの協力を得て調査員が行った。
10. 本書の執筆・編集は調査員が行った。
11. 図面、写真、及び出土遺物等は三朝町教育委員会が保管している。
12. 調査全般に渡り鳥取県教育委員会文化財主事濱隆造氏のご指導及びご協力をいただいた。
13. 調査にあたって多くの方からご指導及びご協力をいただいた。明記し深謝する。(順不同、敬称略)

武部正子 合谷生産森林組合 武部正寛 津村公憲 (土地所有者)
文化庁
鳥取県 鳥取県教育委員会 鳥取県埋蔵文化財センター
河瀬正利 尾野善裕
宗教法人三佛寺 宗教法人輪光院 宗教法人正善院 宗教法人皆成院
谷川信昌 河崎ひかる

凡 例

1. 調査時における遺構名、番号は報告書に記載しているものと一致する。
2. 本書において「大門跡」は、特に言及しない限り第1次調査における「大門跡第2地点」を指す。
3. 本文中、挿図中及び写真図版中の遺物番号は取上番号を使用し、それぞれ一致する。
4. 県道改良に伴う調査における第6地点を「三徳山観音寺遺跡」と名づけた。

本文目次

序	i
例言	ii
凡例	ii
本文目次	iii
挿図目次	iv
図版目次	v
第1章 調査に至る経緯と概要	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査の経過と方法	4
第3節 調査体制	5
第2章 位置と環境	6
第1節 三徳山の歴史的環境	6
第2節 三徳山の地理的環境	8
第3章 県道改良に伴う調査	12
第1節 調査の目的と課題	12
第2節 第1地点の調査	13
第3節 第2地点の調査	14
第4節 第3地点の調査	15
第5節 第4地点の調査	16
第6節 第5地点の調査	17
第7節 第6地点の調査	18
第8節 調査のまとめ	26
第4章 三徳山大門跡発掘調査（第2次）	28
第1節 調査の目的と課題	28
第2節 調査の成果	29
第3節 調査のまとめ	32
第4節 調査の展望	34

挿 図 目 次

図 1	遺跡の位置	1
図 2	調査地周辺図	9
図 3	名勝及び史跡三徳山指定地平面図	10
図 4	調査地点位置図	11
図 5	第 1 地点 平面図・断面図	13
図 6	第 2 地点 平面図・断面図	14
図 7	第 3 地点 平面図・断面図	15
図 8	第 4 地点 平面図・断面図	16
図 9	第 5 地点 平面図・断面図	17
図 10	第 6 地点 平面図	20
図 11	第 6 地点 断面図・礎石立面図	21
図 12	第 6 地点 出土遺物実測図(1)	22
図 13	第 6 地点 出土遺物実測図(2)	23
図 14	第 6 地点 出土遺物実測図(3)	24
図 15	第 6 地点 出土遺物実測図(4)	25
図 16	大門跡 トレンチ配置図	28
図 17	大門跡 平面図・断面図・列石立面図	30
図 18	大門跡 石柱立面図・平面図	31
図 19	大門跡 形成過程概念図(1)	32
図 20	大門跡 形成過程概念図(2)	33

図 版 目 次

図版 1

1. 第1地点 調査前状況（南東から）
2. 第1地点 完掘状況（東から）
3. 第1地点 北壁土層断面（南東から）
4. 第1地点 東壁土層断面（西から）
5. 第2地点 調査前状況（南東から）
6. 第2地点 完掘状況（南東から）
7. 第2地点 南壁土層断面（北から）
8. 第3地点 調査前状況（南東から）

図版 2

1. 第3地点 完掘状況（南東から）
2. 第3地点 東壁土層断面（西から）
3. 第4地点 調査前状況（北から）
4. 第4地点 完掘状況（北から）
5. 第4地点 南壁土層断面（北から）
6. 第5地点 調査前状況（南から）
7. 第5地点 完掘状況（南から）
8. 第5地点 北壁土層断面（南東から）

図版 3

1. 第6地点 調査前状況（南から）
2. 第6地点 トレンチ設定状況（南から）
3. 第6地点 完掘状況（南から）

図版 4

1. 第6地点 南壁土層断面（北西から）
2. 第6地点 東壁土層断面（西から）
3. 第6地点 北壁土層断面（南西から）

図版 5

1. 第6地点 東側遺物検出状況（東から）
2. 第6地点 中央部遺物検出状況（南から）
3. 第6地点 礎石（北から）

図版 6

1. 第6地点 出土遺物（鉄製品）

図版 7

1. 第6地点 出土遺物（炉壁1）

図版 8

1. 第6地点 出土遺物（炉壁2）
2. 第6地点 出土遺物（土師器）

図版 9

1. 大門跡 遠景
2. 大門跡 石柱（東から）

図版10

1. 大門跡 調査前状況（北東から）
2. 大門跡 調査前状況（北から）

図版11

1. 大門跡 完掘状況（北東から）
2. 大門跡 完掘状況（北から）

図版12

1. 大門跡 西壁土層断面（東から）
2. 大門跡 東壁土層断面（菱から）
3. 大門跡 1次硬化面検出状況（南西から）

図版13

1. 大門跡 北側列石（南西から）
2. 大門跡 南側列石（北東から）

第1章 調査に至る経緯と概要

第1節 調査に至る経緯

1. 三徳山環境整備の経緯

三徳山は昭和9年（1934）7月7日付けで国の名勝及び史跡に指定された。また、三仏寺奥院（投入堂）が国宝に、三仏寺納経堂、三仏寺地藏堂、三仏寺文殊堂が重要文化財に指定されるなど、多くの建造物が文化財指定を受けている。さらに投入堂の正本尊である木造蔵王権現立像や銅鏡をはじめ、仏像や美術工芸品も数多く文化財指定を受けている。

名勝及び史跡の指定を受けてから70年余りが経過し、時代の進展とともに地域住民の生活環境や交通体系は大きく変化した。これとともに、山林及び観光資源の活用や整備、防災対策の要請も増大するなど、三徳山を取り巻く情勢も変化してきた。このため、三徳山の歴史的景観及び自然環境の保護と、開発整備との調和が大きな課題として認識され、三徳山の保存管理において基本となるべき行政指針の確立が急がれた。この状況を受け、平成3年3月に策定されたのが『三徳山地域保存管理計画』である。さらにその後の時代変化に対応した計画の見直しも行われ、特に厳正保全区域の保護についての基本方針を示すため、平成15年3月に『環境整備基本計画』が策定された。

これまでに三徳山内における開発整備に伴って実施された試掘・確認調査としては、三仏寺資料館建設事業及び農業構造改善事業に伴い実施された昭和62年度の三徳山遺跡発掘調査がある。調査では、三仏寺境内の資料館建設予定地において「焚火」や整地の跡が確認され、青磁、中・近世土師器、瓦質土器、鉄器等が出土している。また、字九曜及び九曜頭の通称「千軒原」から土抗1基が確認されたが遺物の出土はなかった。ただし、先述の『三徳山地域保存管理計画』の中で当時の鳥取県文化財保護審議会委員山本清氏は、いずれの調査地においても調査が十分尽くされたとはいえず、将来の調査において考慮すべき点を指摘している。その後、平成4年度に農用地有効活用モデル集落整備事業に伴って三徳山海老谷発掘調査が実施され、白磁、青磁、鉄釘等の遺物が出土している。



図1 遺跡の位置

2. 三徳山歴史遺産調査

平成13年度から『環境整備基本計画』の策定と並行して「三徳山歴史遺産調査」が開始された。この調査は三徳山の文化財の価値を調査し、広く周知・啓発することで、後世まで守り伝える活動の契機とするため関係機関の協力を得て実施しているものである。

これまでに実施された主な調査としては、まず独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所古環境研究室長光谷拓実氏による建造物及び仏像の年輪年代調査がある。年輪から木材の伐採年代を科学的に特定するこの調査により、従来は建築様式から推定されるのみであった投入堂の創建が平安時代後期であり、現存する神社本殿形式の建物としては京都宇治上神社と並び最古級であることが判明した。さらに、木造蔵王権現立像（正本尊）の光背の年輪年代法による測定結果が、大正10年の解体修理の際に正本尊像内部から取り出され、その銘文によってすでに納入年代が判明していた胎内文書とほぼ合致したことは、その歴史的価値が科学的な裏付けによって証明

された貴重な成果といえる。

また、奈良国立博物館仏教美術資料研究センター長松浦正昭氏による仏像を含む仏教美術品調査では、木造蔵王権現立像（正本尊）について、前述の胎内文書の未解読部分を解読することによって、その作者が慶派の仏師「康慶」であることが判明した。正本尊に関してはさらにX線撮影によって胎内に3枚の文書と参籠札が残されていることも判明した。

また、重要文化財銅鏡と同寸、同紋様の白銅鏡が中国の浙江省博物館に所蔵されていることが判明し、大陸との文物交流の歴史を考える上で貴重な資料となった。

平成15年度以降には、『伯耆民談記』等の文書や絵図、字名等から何らかの施設が存在が想定される箇所の調査が行われた。行者屋敷跡もその一つであり、『美徳山境内絵図』（1734）や『伯耆國三徳山三佛寺全景』（1911）に記載があり、何らかの建造物が存在したことが伝えられていたが、現状ではその痕跡がなく、存否と性格を明らかにするための試掘・確認調査が行われた。三徳山における学術調査としての埋蔵文化財調査はこれが最初であり、実施にあたっては鳥取県教育委員会の協力を得た。調査の詳細はその報告書に詳しいが、2地点での調査によって陶磁器や鉄器等の遺物が多数出土し、土抗や焼土等の遺構が確認された。これによって行者屋敷跡には何らかの施設が存在したことが判明した。また出土遺物の大半が16世紀後半の明（中国）からの輸入陶磁器であり、行者屋敷跡の年代を示すとともに、これらが日用品ではなく奢侈品である点から、この時期三仏寺の寺領を安堵したとされる南条氏との関連が指摘された。

3. 大門跡発掘調査（第1次）

行者屋敷跡の他にも、『伯耆民談記』には三徳川右岸（北側）について「往古の坊の跡は、今の寺ある向ふの山なり、山門の跡という處に大なる石あり、此地を九曜千軒と稱す、往来道より左に見ゆる山麓なり」と記載されている。九曜千軒という名称は現在も残っているが、以前行った埋蔵文化財調査で重要な遺構等は確認されず、坊舎や石についてその存否や性格は明らかではなかった。

平成15年4月24日、三徳川右岸の石柱（大門と呼称）の情報を得た三朝町文化財保護調査委員会は、その確認のため当時の三徳山区長谷川信昌氏の引率によって大門跡の第1次踏査を行った。踏査は委員2名と教育委員会事務局職員1名で行った。踏査によって南北2本の石柱が確認され、ウォーキングセンター付近で五輪塔が確認された。また、周辺には門の形状ではないが他にも巨岩が存在することが確認された。さらに、谷川氏からの聞き取りにより、以前は千軒原へ至る現在の農道がなかったため、県道鳥取鹿野倉吉線に隣接する駐車場付近から川を渡り、大門跡を通して千軒原へ行ったと伝えられていることが判明した。

三徳山の全貌解明が急務であることから、平成16年度においても、三徳山歴史遺産調査の一環として埋蔵文化財調査を実施することとなり、大門跡の試掘・確認調査を行うこととなった。大門跡は性格の明らかになっていない三徳川右側にあり、僧坊等の存在が伝承される千軒原の近くに存在するため、調査は大門跡の性格を明らかにするという本来の目的に加え、今後の埋蔵文化財調査への布石という位置付けも与えられた。

平成16年6月25日、調査候補地選定のため、第2次踏査を実施した。踏査は三朝町文化財保護調査委員4名、三朝町教育委員会事務局職員2名、鳥取県教育委員会事務局職員1名で行った。その結果3つの地点が候補地として設定された。第1地点は石柱から斜面を北側に僅かに上ったところに存在する平坦地であり、第2地点は石柱南東側隣接地、第3地点は石柱北西側隣接地である。第1地点は平坦地であり、見張小屋のような何らかの施設跡の存在を期待した。また、大門跡がその名称のとおり門として機能したのであれば、当然南北2つの石柱の間には道が存在したと想定され、第2地点及び第3地点ではこの道の痕跡の発見を期待した。踏査では同時に大門跡東方斜面に比較的新しい時代のものと思われる炭焼窯跡を確認したが、その他には特に意味のあるものは発見できなかった。

これらの踏査及び聞き取り等の成果を踏まえ、大門跡の試掘・確認調査が実施された。調査は第1地点と第2地点において行われ、第3地点は調査の対象から除外された。調査期間は平成16年10月4日から12月9日までである。この調査によって、第2地点から石柱に付随するとみられる南北2列の列石と、かつての道路面と思われる硬化土層面が確認され、中国明代の古銭である永楽通寶が出土した。このことから、大門跡が人工物であり、門（何らかの境界）として機能したことは確実となった。さらに、永楽通寶は字体や直径から中国で鑄造され日本に持ち込まれたものと思われ、流通時期が13世紀から17世紀中ごろまでに限定されることから、より下層に存在する大門跡の遺跡の年代は遅くとも17世紀中ごろ以前に遡ると思われた。この調査結果は、これまで歴史的な位置づけが明らかでなかった三徳川右岸の性格を明らかにするための第1歩といえるものであった。しかし、日照時間や気象等悪条件に加え、第2地点からの想定外の列石出土に伴う作業量の増加により、期間の延長によっても十分な調査が実施できず、土層の分析等も不十分であったため、大門跡の形成過程等も明らかにできなかった。このため調査は次年度以降に継続されることとなった。

4. 主要地方道（県道）鳥取鹿野倉吉線改良工事

主要地方道（県道）鳥取鹿野倉吉線は、鳥取県中部と県庁が所在する東部とを結ぶ路線であり、国道9号線を補完する防災幹線ルートとしても位置づけられている。また近年の観光客増加に伴い交通量も増加してきた。しかし三徳山付近においては上下線が1車線を共有しており、狭隘な山間地を通過するため見通しも悪く、さらに歩道もないことから大変危険であった。また、災害発生等により国道9号線が不通となった場合、代替道路が他になく、そのため渋滞が発生する。こうした状況から、関係者からは改良の必要性が訴えられ続けてきた。そこで鳥取県は三徳工区の改良工事を実施することとし、名勝及び史跡指定地においては文化庁等関係機関で文化財保護についての協議を進めてきた。平成17年3月31日、文化庁において行われた関係機関の協議によって、掘削が予定されている箇所において発掘調査が必要であるとの結論に達した。

平成18年10月には三徳山三仏寺において開山1300年祭に関連する行事が予定されており、門前橋以西の区間についてはそれ以前の工事完了を目指すため、発掘調査も早期に実施される必要があった。

平成17年5月17日、鳥取県、鳥取県教育委員会、三朝町、三朝町教育委員会の担当者によって、該当する6箇所の踏査を実施した。その結果いずれの地点でもトレンチ調査を実施することが決定した。

引用・参考文献

- 『三徳山地域保存管理計画』 1991 三朝町教育委員会
- 『環境整備基本計画』 2003 三朝町教育委員会
- 『三徳山遺跡発掘調査報告書』 1988 三朝町教育委員会
- 『三徳山海老谷発掘調査報告書』 1993 三朝町教育委員会
- 『三徳山行者屋敷跡発掘調査報告書』 2004 三朝町教育委員会
- 『名勝及び史跡三徳山大門跡発掘調査報告書1』 2005 三朝町教育委員会
- 『伯耆民談記』 1927 佐伯元吉編 (1742 松岡布政著)

第2節 調査の経過と方法

1. 県道改良に伴う調査

早期の実施が望まれる県道改良工事に伴う調査を先行した。工程上の優先順位から調査地点番号を付け、順に調査を行った。調査は三朝町教育委員会事務局柚垣が担当し、作業員7名で実施した。適宜鳥取県教育委員会事務局濱隆造氏に指導を求めた。また、名勝及び史跡の指定地及び隣接する地点であるため、調査に先立ち、発掘調査に伴う掘削及び必要最低限の樹木草本伐採について文化庁長官から現状変更許可を得た。

調査期間は平成17年7月5日から11月1日までである。山地であるという地形的な要因によって日照時間が短く、天候も急激に変化しやすいという悪条件の中実施した。また、第4地点、第5地点、第6地点は鬱蒼とした樹木に覆われ、特に第5地点及び第6地点へは急峻な溪谷を遡上する必要があるなど、調査地へのアクセスも必ずしも良好とは言えなかった。

第1地点は東西5m×南北2mの、面積10㎡となる長方形のトレンチを設定した。第2地点は東西2m×南北3mの、面積6㎡となる長方形のトレンチを、斜面上に設定した。第3地点は東西5m×南北2mの、面積10㎡となる長方形のトレンチを設定した。第4地点は東西2m×南北5mの、面積10㎡となるトレンチを設定した。第5地点は東西2m×南北5mの、面積10㎡となるトレンチを設定した。第6地点は、東西10m×南北2mの長方形の、東西方向における中央部に東西2m×南北3mの突出部を設けた面積26㎡となる凸字形のトレンチを設定した。

掘削方法については、全て手掘りで実施した。検出した遺構及び遺物の記録にあたっては平板と手測りで実施した。現場での写真撮影に関しては、35mmのモノクロネガフィルム及びカラーポジフィルムを基本とし、必要に応じて6×7判のモノクロネガフィルム及びカラーポジフィルムでの撮影を行った。1カットにつき露出を適正、オーバー、アンダーの3段階で撮影した。遺物の写真撮影にあたっては鳥取県埋蔵文化財センターの写場を提供していただき、6×7判のモノクロネガフィルム及びカラーポジフィルムでの撮影とした。

掘削に伴う排土については、運搬が困難であることと、1箇所あたりの調査期間が比較的短期である見通しから、トレンチ脇に仮設の排土置き場を設置することで対応した。なお調査終了と同時にこの排土をトレンチ内へ埋め戻した。

周辺の地形図や、調査に用いる座標は鳥取県中部総合事務所県土整備局計画調査課所有の地形測量図及びデータを利用した。

三徳山歴史遺産調査に対する支援として鳥取県教育委員会が広島大学名誉教授河瀬正利氏の招聘を実施し、第6地点から出土した炉壁の解釈等についてご助言をいただくことができた。

2. 大門跡発掘調査（第2次）

県道改良に伴う調査が全て終了した後、平成17年度に続き継続調査となる大門跡の調査を実施した。調査対象は第1次調査における第2地点のみである。

調査は三朝町教育委員会事務局柚垣が担当し、作業員7名で実施した。適宜鳥取県教育委員会事務局濱氏に指導を求めた。また、名勝及び史跡の指定地であるため、調査に先立ち、発掘調査に伴う掘削について文化庁長官から現状変更許可を得た。

調査期間は平成17年11月8日から平成18年1月17日までである。日照時間が短く、天候が変化しやすい点は県道改良に伴う調査と同様である。加えて調査地点までは急峻な斜面を登る必要があり、さらに調査地点の南側は断崖絶壁であるため、作業員の安全には特に気を配った。

トレンチについては、第1次調査における第2地点のトレンチを継承し、東西2m×南北5mで、面積10㎡となる長方形である。

掘削方法については、全て手掘りで実施した。検出した遺構及び遺物の記録にあたっては平板と手測りで実施した。現場での写真撮影に関しては、35mmのモノクロネガフィルム及びカラーポジフィルムを基本とし、必要に応じて6×7判のモノクロネガフィルム及びカラーポジフィルムでの撮影を行った。1カットにつき露出を適正、オーバー、アンダーの3段階で撮影した。

掘削に伴う排土については、運搬が困難であることと、調査期間が比較的短期である見通しから、トレンチ脇に仮設の排土置き場を設置することで対応した。なお調査終了と同時にこの排土をトレンチ内へ埋め戻した。

周辺の地形図や、調査に用いる座標は第1次調査のものを使用した。

第3節 調査体制

調査主体 三朝町教育委員会

教育長 徳田洋輔

教育総務課長 大丸満壽

文化振興室長 倉本義行

主査 矢吹幸久

主事 柚垣大作

調査指導 鳥取県教育委員会

調査協力 鳥取県埋蔵文化財センター

発掘作業員	安藤 一	岩本章司	遠藤孝子	尾崎一男
	野儀雅子	藤井秋徳	安田一樹	

整理作業員 尾崎一男

第2章 位置と環境

第1節 三徳山の歴史的環境

1. 三徳山の創建

寺伝によると飛鳥時代の慶雲3年(706)、役行者が3枚の蓮の花びらを空中に投げ、仏に縁のあるところに落ちよう願うと、大和の吉野山、伊予の石鎚山、そして伯耆の三徳山に落ちたため、役行者は三徳山の絶壁によじ登って神窟を開き、子守、勝手、蔵王の三所権現を安置したと伝わる。さらに平安時代前期嘉祥2年(849)慈覚大師円仁が釈迦、弥陀、大日の三仏を安置し、「浄土院美徳山三佛寺」と号したという。

三徳山は元来、山そのものを信仰の対象とし、山中には多くの社閨が自然の立地を巧みに活かして配置され、また麓にも寺坊が建てられて多くの僧侶が修行を行った。

2. 古代三徳山の勢力

平安時代末期になると、三徳山は天台宗の寺院として西の大山と並ぶ勢力となり、争いが起こった。『大山寺縁起』等によると仁安3年(1168)、高倉天皇の大嘗祭に対する献上品に関して大山寺の中門院及び西明院と、南光院との間に紛争があり、三徳山の僧兵が南光院側に加担したことから、中門院と西明院の僧徒が三徳山に押し寄せ諸堂を残らず焼き払ったと伝わる。

また、九条(藤原)兼実の日記『玉葉』には寿永3年(1184)の事として、後白河法皇の皇子と称する人物が大山から三徳山に移り、平氏を追討して伯耆国の半分を討ち取ったが、東伯耆の小鴨氏は従わなかったことが書かれている。

これらのことは、当時三徳山を中心とする東伯耆が小鴨氏等を通じて平氏方の支配下にあり、大山を中心とする西伯耆は法皇及び源氏方の支配下にあったことも関連している。この源平の争乱によって三徳山は一時衰退したが、建久7年(1196)には源頼朝の命を受けた佐々木盛綱によって堂社38宇、坊社100余軒、寺領3000石が再興されたと伝わる。三徳山はこのような権力者の庇護を受けて勢力を維持したが、一方でしばしば政治的抗争や社会の変動に巻き込まれ、興亡を繰り返すこととなる。

3. 中世から戦国期の三徳山

鎌倉時代末には、三徳山は重要な経済基盤である「温谷別所」と「小鹿東別所」を、太政官の文書を司る小槻氏(壬生家)に寄進した。在地領主である三徳山の上に領家である小槻氏が存在する形となったが、小槻氏は一定の年貢を受け取るだけであり、両別所の実質的な支配は当然三徳山が行っていた。なおこの頃の寺領は東が因幡国気多郡との境、西が三徳川と小鹿川の合流地点、南が小鹿谷、北が三徳川流域に限られた範囲であり、これは現在三徳地区及び小鹿地区と呼ぶ範囲とはほぼ同一である。

その後の南北朝の内乱によって三徳山は再び衰退したが、応安2年(1369)足利義満によって堂社38宇、坊社49軒、寺領2000石が再興される。室町時代には伯耆の守護である山名氏の勢力下に入ったと思われるが、その動静は明らかではない。しかしこの頃、諸国の山々を巡り修行する行者達によって多くの写経が納経堂に奉納されている。写経を奉納した行者は九州等全国から来ており、この時代に三徳山が広範囲で信仰されていたことを物語るものであろう。

戦国時代に入ると、三徳山はまたしても戦火によって衰退するが、天正2年(1577)羽衣石城主南条元統によって寺領500石が安堵され、堂社11宇、坊社12軒が再興されたと伝わる。文殊堂内陣須弥檀扉の金具には「金物之檀那南条備前守 天正八年三月吉祥日」と銘があり、南条氏による庇護を裏付けるものである。安堵状には500

石という数字は見えないが、「御寺領の内」とあり、従来の寺領全部ではなく一部のみの安堵され、それが500石だったのであろう。

地藏堂長押内側には「当山退転六年寺中野原となり申候」と慶長4年（1599）の墨書があり、南条氏による再興後さらに戦火にあって衰退したようである。同年豊臣政権下で鳥取城主を任されていた宮部経潤によって堂舎11宇、坊社3軒、寺領100石が安堵されている。

関ヶ原の戦い（1600）の後、伯耆一国の領主として中村一氏が米子城に入ると、その代官友田政吉によって寺領100石が安堵された。

4. 藩政期の三徳山

池田光仲が因伯両国の領主として入国した翌年の寛永10年（1633）、4家老の連名で寄進状が出され、100石が安堵された。これ以降三徳山は鳥取藩主池田氏の庇護を受け、三徳山の方でも藩主のための祈祷等を行うようになる。なお大山寺は幕府から朱印状を与えられ、3000石が安堵されたが、三徳山三仏寺は近世初期には大山寺の支配下に置かれた。しかし慶安2年（1649）光仲が東照宮を鳥取城下に勧請し、その別当寺院として淳光院（のち大雲院）を創建すると、因伯両国の天台宗寺院を総括することとなり、三仏寺もその末寺となった。藩政期の三徳山領は依原村、井土村、門前村の3村で成り立っていたが、鳥取藩はこの3村に対して三徳山が限定的な支配権を持つことを認めた。例えば、大罪人でない限り三仏寺が裁判権を持っていたし、宗門血判改め以外では郡役人が三仏寺の許可なく直接取り調べるができなかった。庄屋、年寄等の村役人も三仏寺が任免し、その結果を郡役に届け出るだけであった。また、領内の村は三徳山の法会、祭礼から日常の公用に至るまで奉仕するよう定められていた。

5. 近代以降の三徳山

明治元年（1868）神仏判然令が出されたが、三徳山は「宮所」として取り扱われていたため、大規模な破却を免れ、現在までその姿を残している。3000石の寺領を安堵されていたが、神仏判然令によって衰退した大山寺と対照的である。

明治36年（1903）、美術界の権威岡倉天心と建築学の関野貞が文化財調査のため三徳山を訪れ、奥院（投入堂）と蔵王権現立像（正本尊）を国宝に推挙した。これを受け翌年奥院が特別保護建造物に、納経堂、文殊堂、地藏堂、蔵王権現立像（正本尊）、銅鏡が重要文化財に指定され、さらに大正9年には蔵王権現立像（脇6体）と十一面観音立像も重要文化財の指定を受けた。また、昭和9年（1934）には三徳山が名勝及び史跡の指定を受けた。昭和25年（1950）の文化財保護法施行に伴い、明治36年及び大正9年に指定を受けた文化財は改めて新しい制度のもと重要文化財の指定を受けたが、昭和27年（1952）投入堂のみ国宝に指定された。また、昭和52年（1977）には投入堂の古材43点と棟札も附指定を受けた。

引用・参考文献

『伯耆民談記』 1927 佐伯元吉編（1742 松岡布政著）

『三徳山とその周辺』 1982 鳥取県立博物館

『風損所御繕前後日記』 1826 三仏寺文書

『伯耆国美徳山領検注取帳』 1344 三仏寺文書

第2節 三徳山の地理的環境

1. 概要

三徳山地域は、東経134度、北緯35.2度の鳥取県のほぼ中央に位置し、三朝温泉から東方約8km、日本海岸から南12kmに位置する。また三徳川は、鳥取県3大河川の3つ天神川の支流で、三朝町依原集落を源流とし、西に向かって流れている。三徳溪谷の山地は30から40度と急峻である。この地域の地質の成り立ちは複雑であるが、端的に述べると三徳山上部の安山岩と最下部の花崗岩が固く、逆に中腹部は岩質のもろい角礫凝灰岩で構成されている。国宝投入堂や観音堂、納経堂がある断崖、岩穴部分はこの境界部にあたる。この地質構造が影響して奇観、奇勝を形成している。

冬季には北西からの季節風をまともに受け、また日照時間も少なく、小鹿川流域とともに鳥取県中部では稀な多雪地として知られる。こうした厳しい自然環境に適応して生育する植物も豊富で、絶滅危惧種Ⅰ類、Ⅱ類等貴重な植物も数多く確認されている。また、人工林や田畑等で寸断されことなく連続して保全された自然林は極めて稀である。

2. 県道改良に伴う調査地点

第1地点は三徳川右岸（北側）に存在し、県道からウォーキングセンターへと至る農道の途中、西側にある平坦地であり、現在は畑として利用されている。県道改良に伴って移転となる住宅の建設が計画されている。

第2地点は三徳川左岸（南側）に存在し、主要地方道（県道）鳥取鹿野倉吉線の脇にある平坦地と、それに続き北側の三徳川へと下る斜面である。平坦地は駐車場として利用されている。県道改良に伴って移転となる店舗の建設が計画されている。土砂を埋め立てた結果できた地形であるという情報があったが、資料が残っておらず確証がないため調査を実施することとなった。

第3地点は三徳川右岸（北側）に存在し、第1地点から少し西側に斜面を下ったところにある平坦地である。かつて畑として利用されていたが現在耕作は行われていない。

第4地点は三徳川右岸（北側）に存在し、三徳山パーク跡の北側に隣接して存在する平坦地である。現在は竹藪となっている。

第5地点は三徳川左岸（南側）に存在し、駐車場から県道を挟んだ南側の斜面を登ったところにある平坦地である。現在は植林が行われ、杉林となっている。

第6地点は三徳川左岸（南側）に存在し、第5地点から谷を挟んで西側にある平坦地である。かつては畑として利用されていたが、現在耕作は行われていない。比較的面积が広く、平坦地南側に巨大な岩壁が存在する点、見晴らしがよい点から、何らかの遺跡が存在する可能性を想起させた。

3. 大門跡

大門跡は三徳川右岸（北側）の斜面の標高約274mの地点にある。かつて県道から三徳川に下り、この大門跡へと向かう道があり、その付近を「大門坂」と呼んでいた。また、大門跡の北側にあるウォーキングセンター周辺の平坦地は「千軒原」あるいは字名をつけて「九曜千軒原」と呼ばれており、かつて多数の僧坊等があったと伝承されている。

測量法の規定に基づき、国土地理院発行の1/25,000 地形図「三朝」は表示しない。

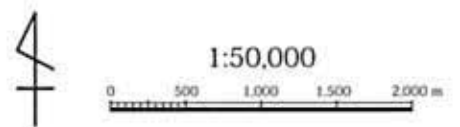


図2 調査地周辺図



1:20,000

0 200 400 600 800 m

図3 名勝及び史跡三徳山指定地平面図



図4 調査地点位置図

第3章 県道改良に伴う調査

第1節 調査の目的と課題

県道改良に伴う調査全般における目的は、工事の実施に伴って三徳山に関連する埋蔵文化財が破壊されることを未然に防ぐことであり、つまり工事によって掘削あるいは埋め立てが行われる平坦地や斜面、その周辺に至る遺構や遺物の有無、及びその性格の事前確認である。したがって調査の性格は自ずから試掘・確認調査的なものとなる。

また、調査地点のうちいくつかは名勝及び史跡に指定されており、また指定地でなくても指定地に隣接し、一体となって景観を構成している土地であるため、不必要な調査によって遺跡や景観を破壊することは厳に慎まなければならない。

そのため調査にあたっては表土から地山層に至るまでの各層ごとに遺構及び遺物が存在するか否かの確認を最優先し、仮に遺構等が存在した場合でもトレンチ内での調査に留め、不用意にトレンチを拡大して本格的な発掘調査に移行することは控えることとした。このため発見された遺構等の詳細な分析調査は将来の機会に委ねることとなる。また、仮に地山層に至るまでの途中の層面上に遺構を発見した場合、トレンチ全面を地山層まで掘り下げることは行わず、遺構を保存するために遺構面を残存させたまま一部を掘り抜くことで地山を確認することとした。

それぞれの地点において、想定される遺構は第1に住居や僧坊、作業小屋等の建物跡であり、調査にあたっては各層面上での柱穴、礎石等の存否に特に注意を払った。

また、大門跡での第1次調査の結果から、三仏寺方面あるいは千軒原方面へと通じるであろう道路等の遺構の存在についても注意を払うこととした。これは三徳川左岸（南側）であるか右岸（北側）であるかに関わらず同様である。ただし、三徳川左岸（南側）において三仏寺から東側へ直行した場合に通過する箇所である、第5地点及び第6地点は、標高も三仏寺及び各院と近いことから、特に意識して調査を行った。

次に、過去の三徳山における発掘調査結果を参考にすると、特徴として破片を含む陶磁器の出土が多い点が挙げられるため、小破片等が排土に混入することに注意した。

なお、第1地点及び第2地点は、県道改良に先立って立ち退きとなる住宅及び店舗の移転先である。この住宅及び店舗の移転は発掘調査の結果を待って建設に着手することから、発掘調査の日程が県道改良の工程全体を左右することとなる。したがって調査には速度が求められた。

第2節 第1地点の調査

1. 概要

第1地点は標高約284mの平坦地であり、畑として利用されている。県道改良に伴い立ち退きとなる住宅の移転先として計画されている。僧坊の存在が伝えられる千軒原に近い何らかの遺構の存在を想定したが、結果として遺構及び遺物は存在しなかった。周辺の地形及び土層堆積から比較的近い過去に山を掘削して作られた地形であると判断できる。

2. 土層堆積

第1地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い（耕作土）
- ②淡黄褐色土層 しまり非常に強い（地山層）

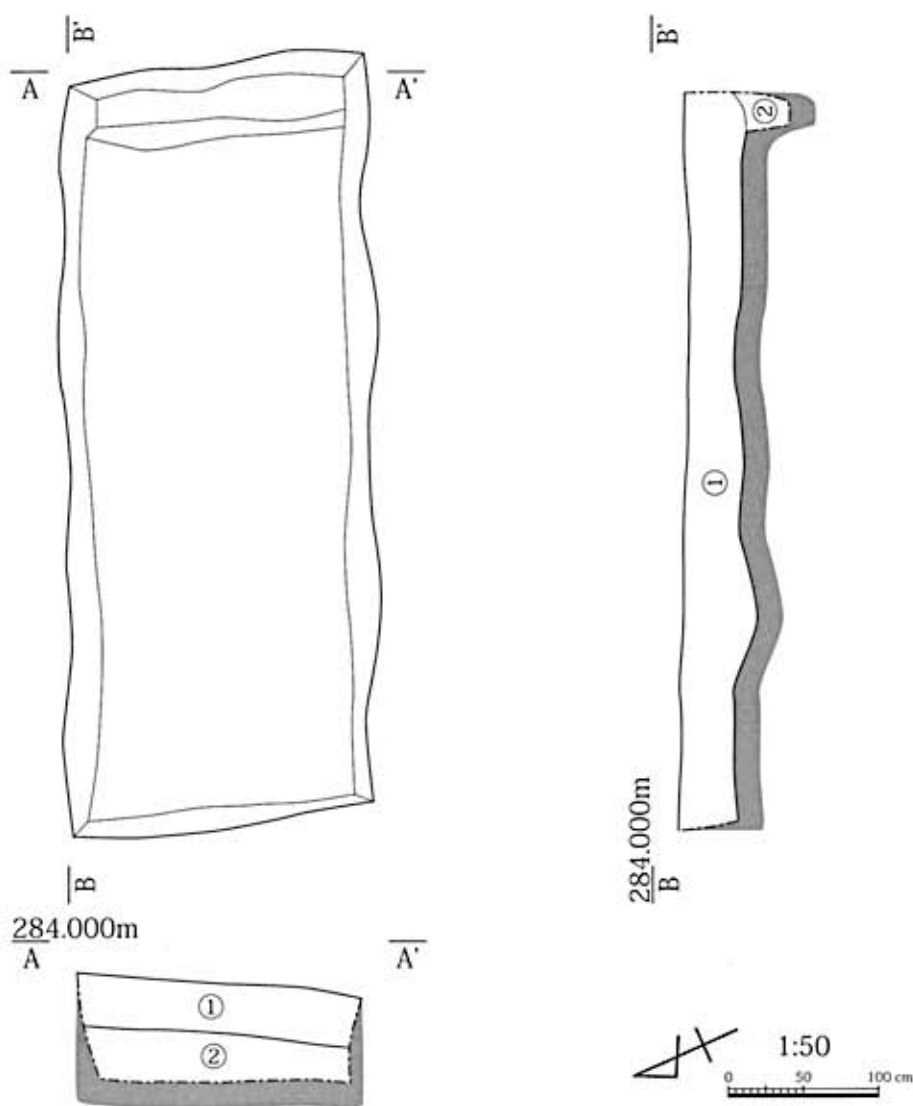


図5 第1地点 平面図・断面図

第3節 第2地点の調査

1. 概要

第2地点は県道の北側に隣接する標高約276mの駐車場及び斜面である。県道改良に伴い立ち退きとなる店舗の移転先として計画されている。土砂の埋め立てによって形成された土地であるという情報があったが、確証がないため調査を実施した。調査の結果、情報のとおり土砂による埋め立てが行われており、何ら遺構及び遺物は存在しなかった。埋め立てと同時に混入したとみられる空き缶等のごみや、現在も利用されている水道管等が存在した。地山まで掘ることはせず、店舗建設により掘削が及ぶ深度までの調査とした。

2. 土層堆積

第2地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い 植物の葉等を含む腐葉土 (表土)
- ②淡黄褐色土層 しまり弱い 親指大から拳大の礫及びごみ等を含む (埋土)
- ③黄褐色土層 しまり弱い (水道管保護のためのまさ土)

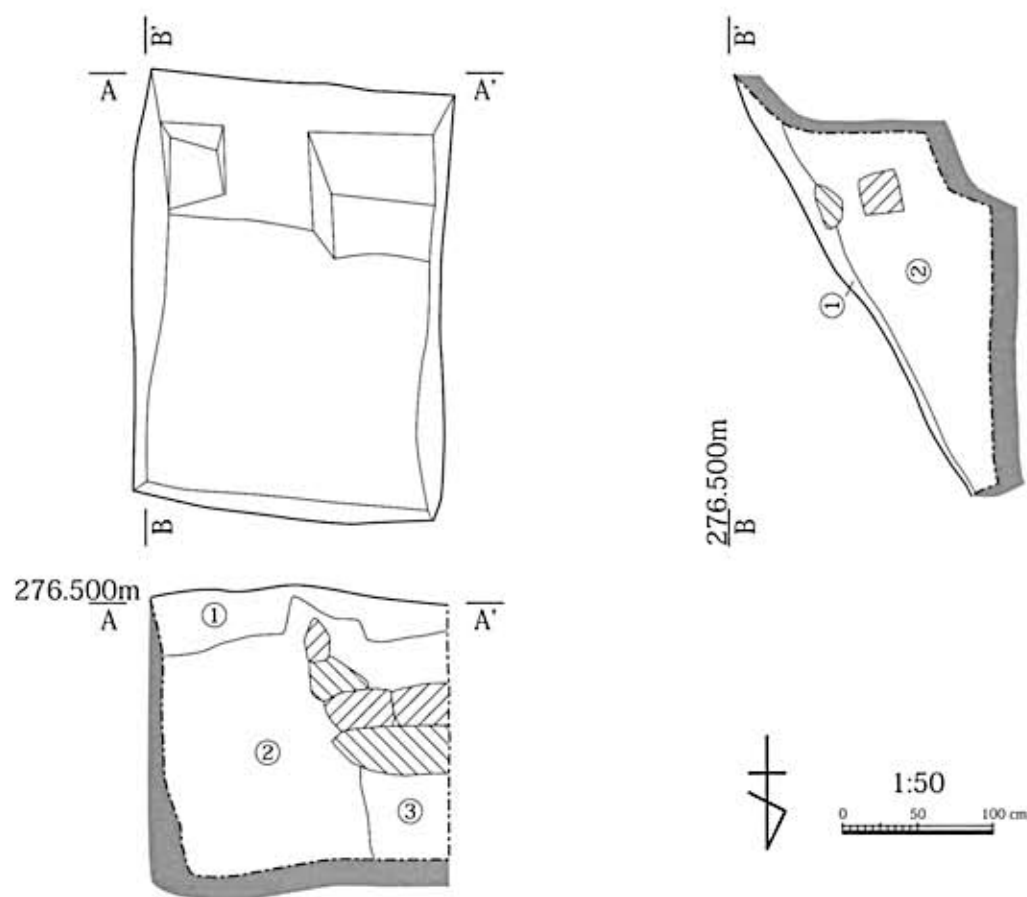


図6 第2地点 平面図・断面図

第4節 第3地点の調査

1. 概要

第3地点は第1地点の西側、三徳山パーク跡方向に斜面を下ったところにある標高約277mの平坦地で、かつて畑として利用されていたが現在耕作は行われていない。第1地点と同様に千軒原に近いので遺構を想定したが、結果として遺構及び遺物は存在しなかった。土層堆積から、かつては斜面であったところに埋め立てを行い、畑作のために平坦地を造成した地形であると判断できる。

2. 土層堆積

第3地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①淡黄褐色土層 しまりやや弱い 白色の土粒を多く含む (埋土)
- ②黄褐色土 しまり弱い
- ③淡黄褐色土層 しまりやや強い
- ④淡黄褐色土層 しまり強い (地山層)

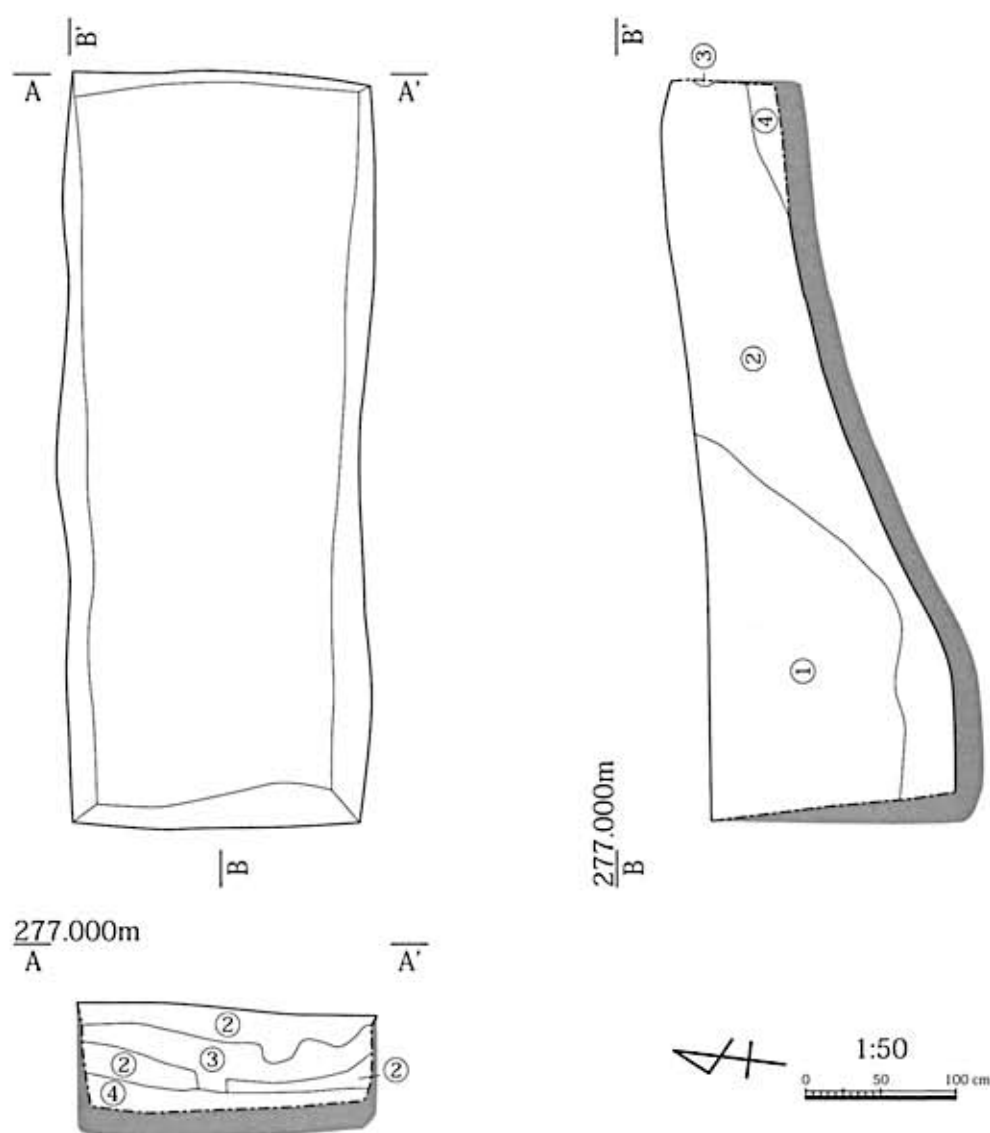


図7 第3地点 平面図・断面図

第5節 第4地点の調査

1. 概要

第4地点は三徳山パーク跡地北側に隣接する標高約268mの平坦地で、現在は竹藪となっている。千軒原及び大門跡に近いので、遺構の存在を想定したが、調査の結果遺構及び遺物は存在しなかった。三徳川の支流となる溪谷が本川へと流れ込む箇所であるため、数度の氾濫等によると思われる複雑な土層堆積をしている。

2. 土層堆積

第4地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い
- ②黄褐色土層 しまりやや弱い
- ③黒褐色土層 しまり弱い
- ④黄褐色土層 しまりやや弱い 拳大の礫を含む
- ⑤淡黄褐色土層 しまりやや強い
- ⑥淡黄褐色土層 しまりやや強い
- ⑦黒褐色土 しまり弱い 拳大の礫を多く含む
- ⑧淡黄褐色土 しまり強い (地山層)

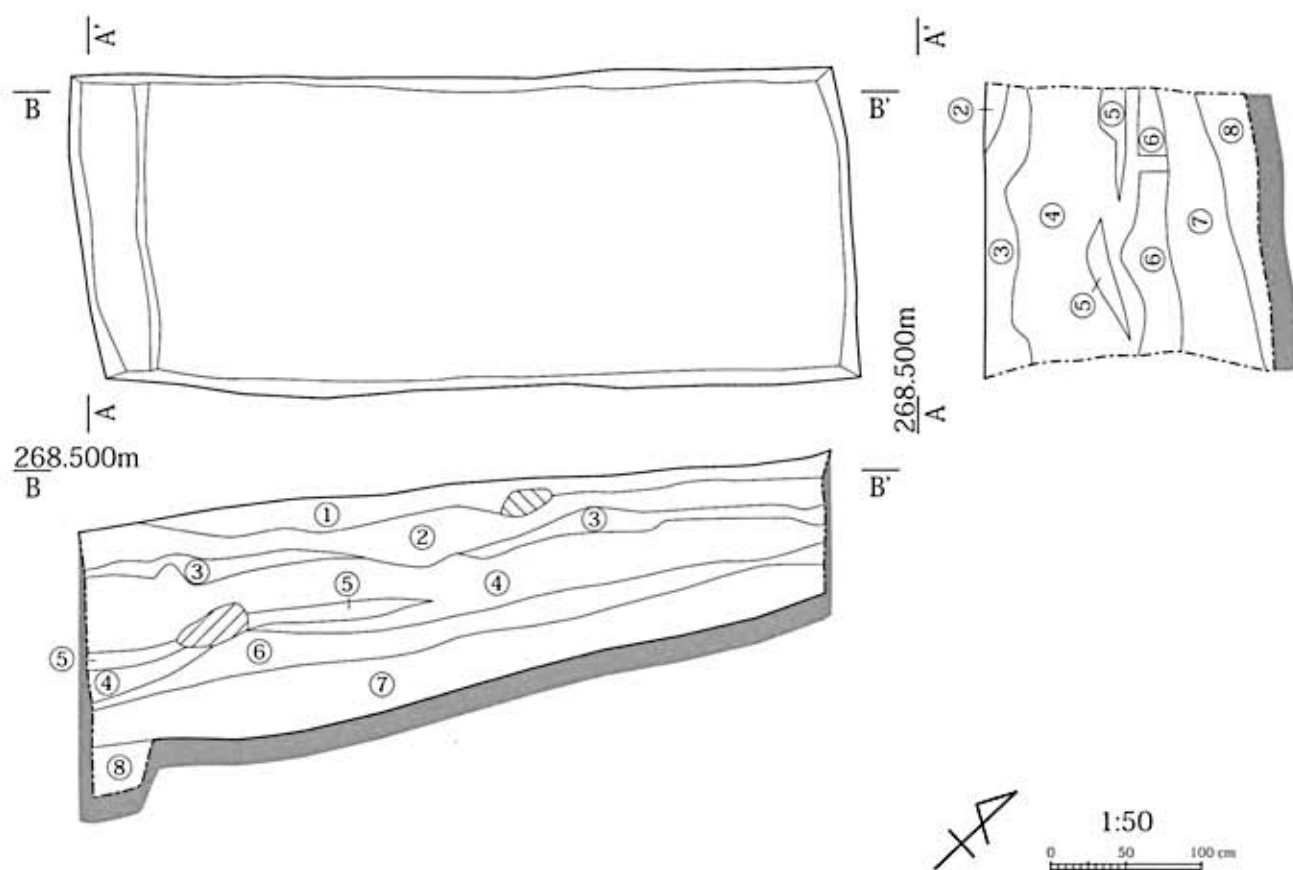


図8 第4地点 平面図・断面図

第6節 第5地点の調査

1. 概要

第5地点は三徳川左岸（南側）にあり、駐車場から県道を挟んだ南側の斜面を登ったところにある標高約291.5mの平坦地である。三仏寺から東側に直行すると通過する地点であることから、遺構を想定したが、調査の結果遺構及び遺物は存在しなかった。

2. 土層堆積

第5地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い 植物の葉等を含む腐葉土（表土）
- ②黄褐色土層 しまりやや強い
- ③淡黄褐色土層 しまり強い（地山層）

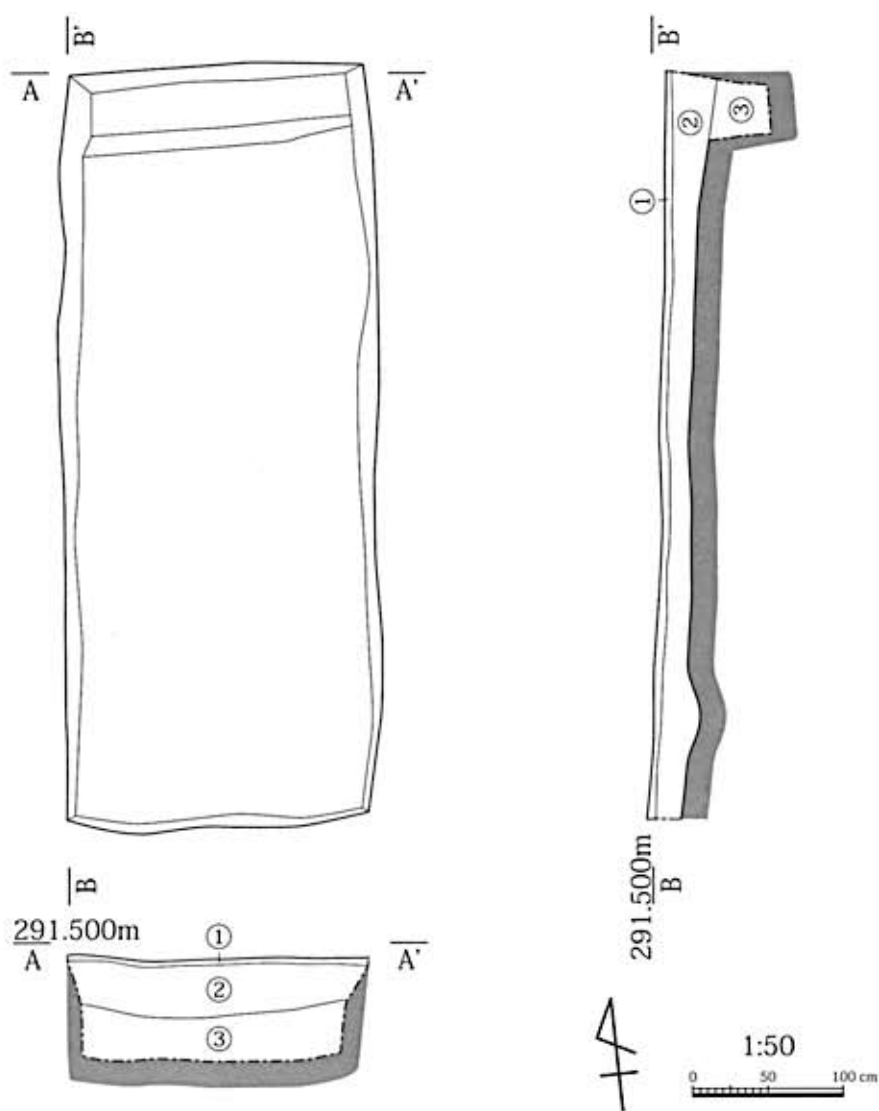


図9 第5地点 平面図・断面図

第7節 第6地点の調査

1. 概要

第6地点は三徳川左岸（南側）にあり、第5地点から谷を挟んで西側にある標高約286mの平坦地である。かつては畑として利用されていたが、現在耕作は行われていない。三仏寺から東側へ直行した場合に通過する箇所であり、三仏寺及び各院と標高も近い。また、比較的面积が広く、平坦地南側に巨大な岩壁が存在する点、見晴らしがよい点から、何らかの遺跡が存在する可能性を想起させた。調査の結果礎石と思われる石の並びと、鉄製品を主とする計135点の遺物を検出した。また、サブトレンチ内から炉壁が出土した。これらの結果から、この地点の付近にかつて鉄を加工する何らかの施設が存在したと思われる。

2. 土層堆積

第6地点の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い
- ②淡黄褐色土層 しまり弱い 遺物の一部を検出
- ③黒褐色土層 しまり弱い (①より暗い)
- ④淡黄褐色土層 しまり弱い 上面で礎石及び遺物のほとんどを検出 (②より暗い)
- ⑤淡黄褐色土層 しまり弱い
- ⑥暗褐色土層 しまり弱い 拳大の礫を大量に含む
- ⑦炉壁層
- ⑧黄褐色土層 しまり弱い
- ⑨淡黄褐色土層 しまり強い (地山層)

調査地は北西に緩やかに傾斜する平坦地であり、土層もほぼこの地形に沿って堆積している。ただし、③の黒褐色土層はトレンチ中央付近の一部のみで見られ、当初は遺構の可能性も考えたが、かく乱であると判断した。

⑥層は暗褐色土を含むため暗褐色土層としたが、ほとんど礫だけで構成されていると見てよい層であり、かなりの厚さがある。その不自然な状況から意図的に⑦の炉壁を含む層を埋没させた可能性が考えられる。ただし、調査地点は溪谷に隣接しており、氾濫等によって自然に礫が大量に堆積する可能性も排除できない。いずれにせよ⑦の炉壁を含む層と④の礎石や遺物を検出した層との時期的な隔たりはそう大きくない可能性がある。

3. 検出した遺構

④淡黄褐色土層上面で礎石と思われる石の並びを検出した。いずれも石の上面がほぼ水平で、標高もほぼ揃っている。また、石の中央から隣の石の中央までの間隔は約1m80cmである。鉄釘等大量の鉄製品が同じ層から出土していることから考えて、何らかの建物が存在した可能性は高い。トレンチ内で検出した石だけでその規模や性格を推定することは困難であるが、礎石1つの大きさから考えてそう大きな柱は立てられなかったと思われる。仮に3つの石で建物の1辺を構成していたとすると、2間ということになり、比較的小規模な建物であったといえる。また、そうであれば近世以降の文献や絵図等に記載がない点も納得いくものである。

4. 検出した遺物

出土した遺物はほとんどが鉄製品である。また、鉄製品のうちほとんどは鉄釘の破片である。

鉄製品のうち、取上番号6の鉄釘は釣り針のようにJ字形に曲がっており、意図的に曲げたものでないとなれば何らかの大きな力が加わった結果と見てとれる。また、取上番号25の鉄釘は本体はごくわずかで頭部も残存していないが、木質を貫いており、将来分析によって樹種や年代等が特定できる可能性を残す。取上番号52及び56

は板状の鉄片に小さな穴を規則的にいくつも開けているが、用途不明の鉄製品である。

また、図に示していないが取上番号81は小破片ながら土師質の土器であり、外側にあたる表面が剥離している。高温にさらされた結果によるものと考えられる。わずかに口縁部を残し、断定は危険であるが15から16世紀ごろの皿である可能性がある。

また、大量の炭化物も検出した。礎石や鉄製品とあわせて考えると建物の部材が燃えたものであると考えられる。

ここまでの遺物はほとんどが同じ④淡黄褐色土層上面あるいは③黒褐色土層中の最下部で検出された。標高もほぼ一定であり、同時代のものと判断される。

これら一連の遺物とは別に、残念ながら一括で出土しており出土状況等は示すことができないが、サブトレンチ内部の⑧黄褐色土層に乗る形で炉壁が出土した。これらの炉壁について、大鍛冶に用いた炉の壁であるとの指摘を広島大学名誉教授河瀬氏より受けた。また、時期的には近世以前であるが、この地点で大鍛冶を行っていたというより付近で行っていた大鍛冶の炉壁を廃棄した可能性が高いとのことであった。

4. まとめ

これらの結果を総合すると、⑦層の炉壁から、第6地点付近には近世以前、鉄の加工を行う大鍛冶の作業場があり、その後何らかの理由で失われたものと考えられる。近世以前、三徳山は領主によってたびたび堂社の修繕や寄進を受けてきた。時期がはっきりしないので確証はないが、あるいはこうした加工施設はその機会に造営されたものかもしれない。また、④層で検出した礎石や遺物から、その後さらに小規模な建物が建立され、おそらく火災で焼失したものと考えられる。

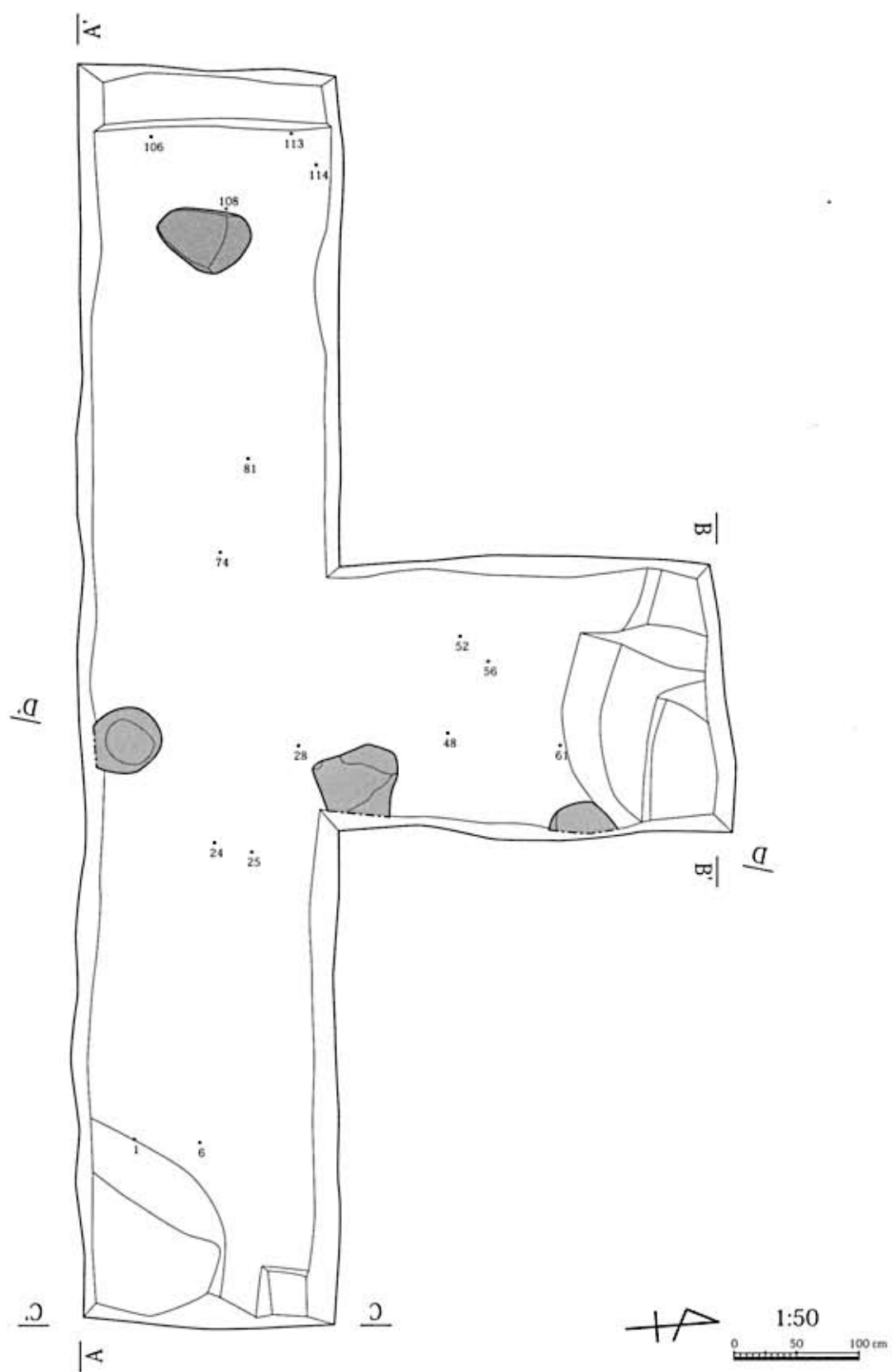


图10 第6地点 平面图

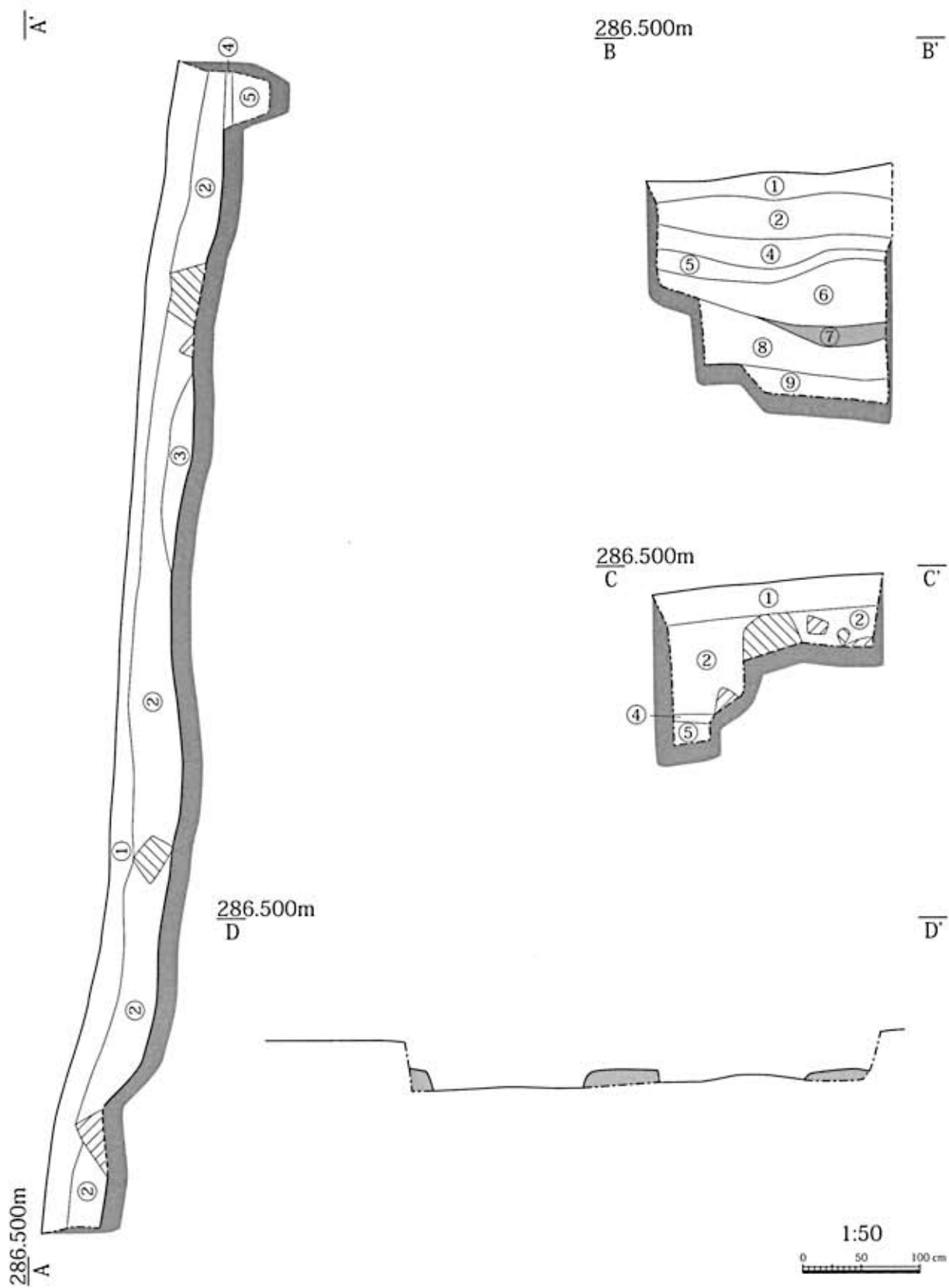


图11 第6地点 断面图・礎石立面图

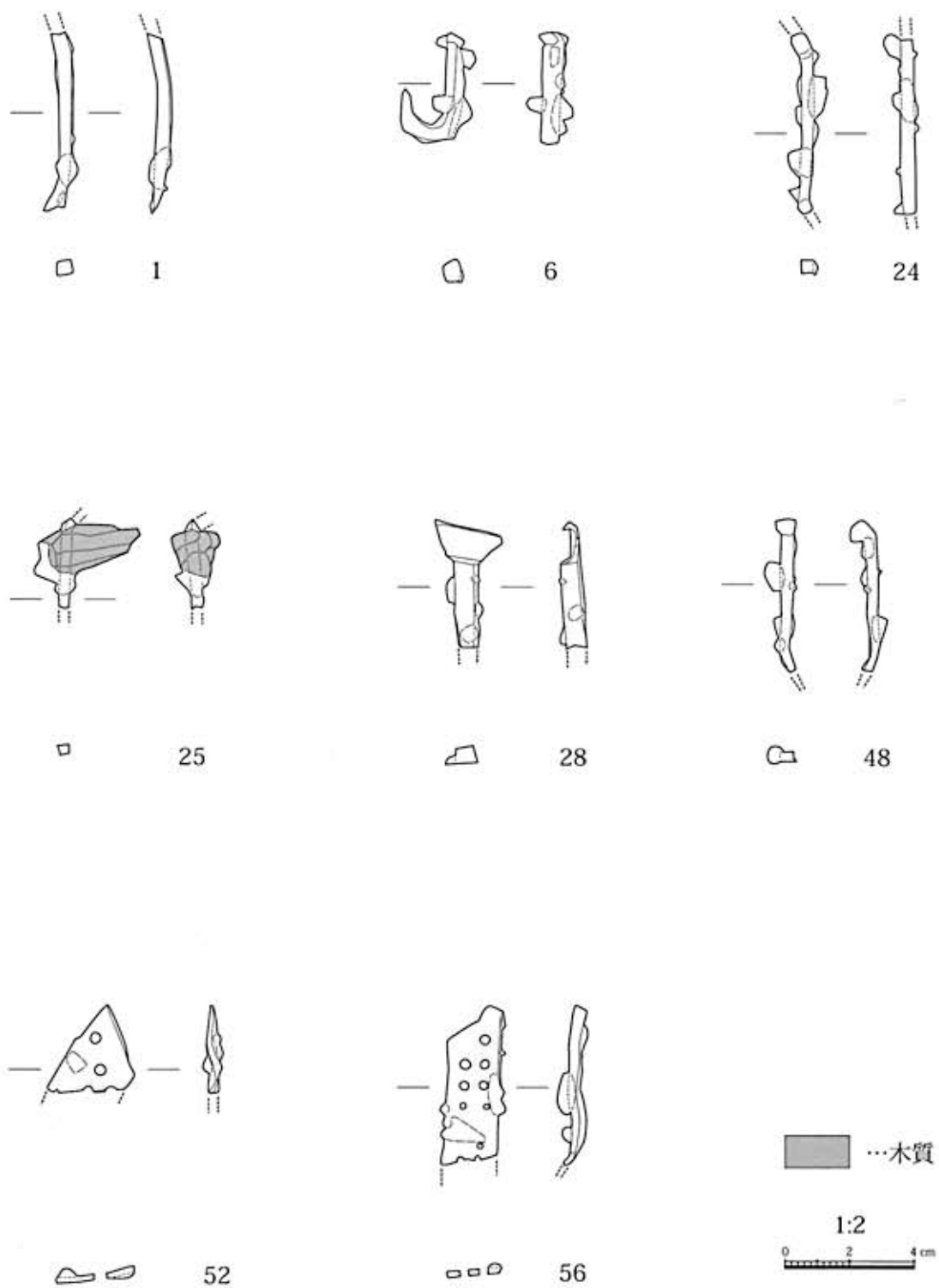


図12 第6地点 出土遺物実測図(1)

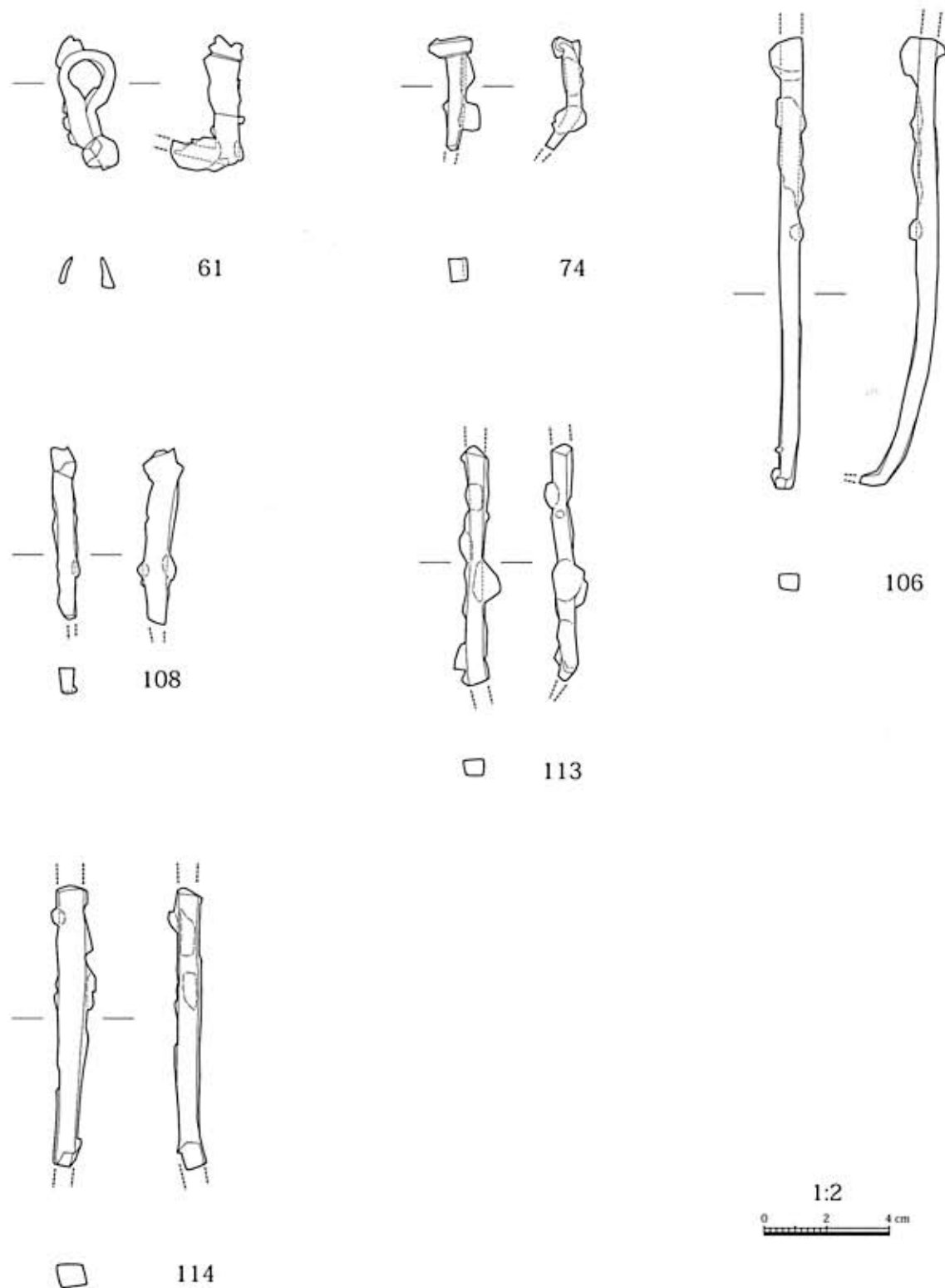


图13 第6地点 出土遗物实测图(2)

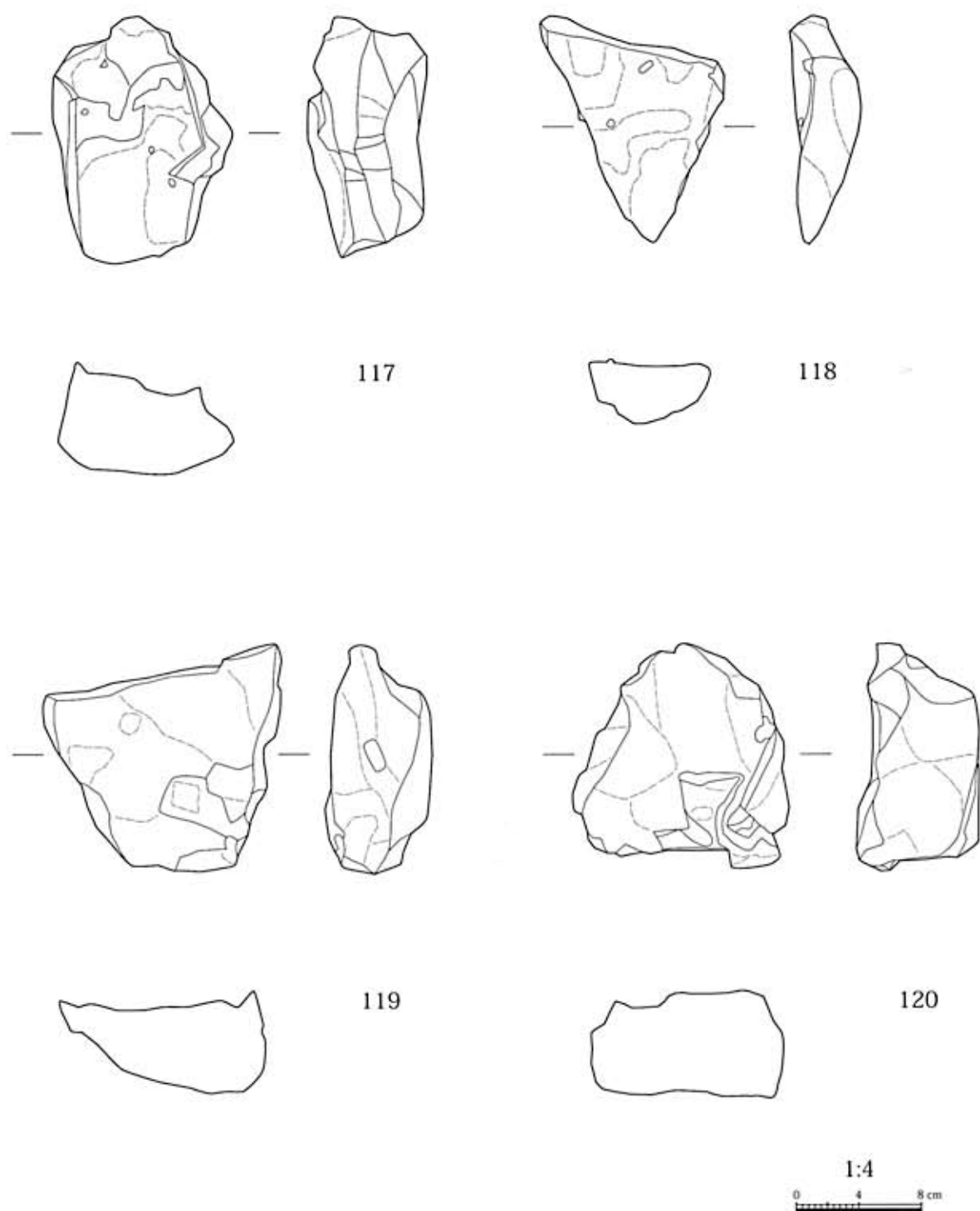


图14 第6地点 出土遗物实测图(3)

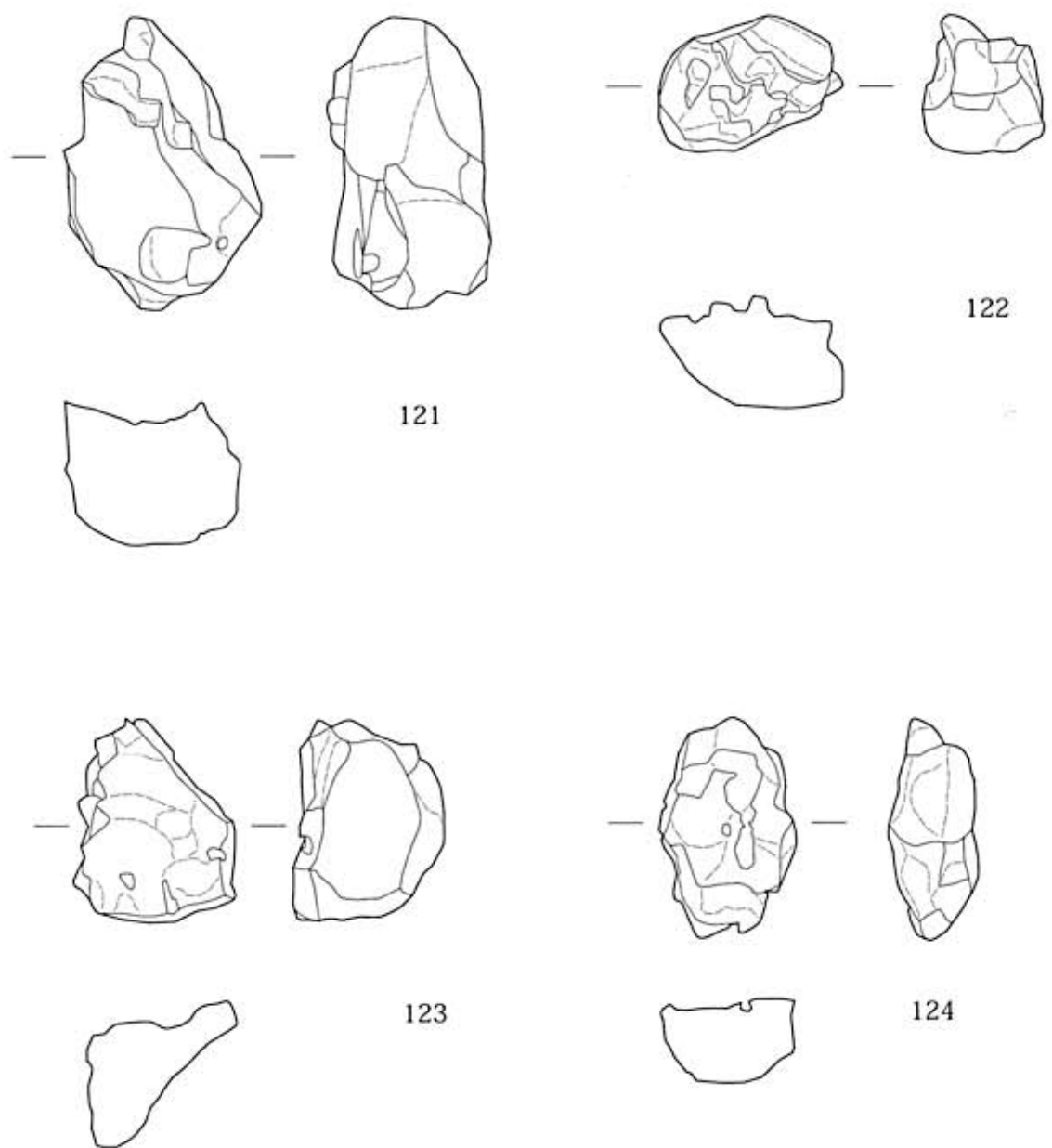


图15 第6地点 出土遗物实测图(4)

第8節 調査のまとめ

第1地点から第5地点において、遺構および遺物は検出されなかった。ただし、いずれの地点においても小規模なトレンチによる調査であり、この結果によってそれぞれの地点周辺に全く遺構が存在しないということとはできない。特に第5地点は遺構を検出した第6地点と谷を隔てて隣接するため、一体の環境を形成しているといっ
てよく、遺跡が存在する可能性は依然として残っていると言わざるをえない。

第6地点には鉄の加工を行う施設を含め少なくとも2次にわたって施設が存在したことが明らかとなった。生産加工施設としては三徳山における最初の発見であり、近世以前の三徳山の姿を知る上で貴重な発見となった。

こうした結果を踏まえ、県道改良にあたっては第5地点及び第6地点について、埋蔵文化財保護の観点から配慮されることが望まれる。

表1 遺物総括表

鉄製品	炭化物	土師器	炉壁	合計
105	10	1	19	135

表2 遺物観察表

遺物番号	挿図	図版	出土地点	出土層位	種類	寸法	特 徴
1	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 5.6cm 幅 0.5cm 厚 0.5cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。
6	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 3.4cm 幅 0.5cm 厚 0.7cm	鉄釘。 全体が残存。 J字形に湾曲する。
24	12	6-1	第6地点	④淡黄褐色土層面	鉄製品	長 5.6cm 幅 0.5cm 厚 0.4cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。
25	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 2.8cm 幅 0.3cm 厚 0.3cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。 木質を貫く。
28	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 4.0cm 幅 0.7cm 厚 0.5cm	鉄釘。 先端部欠損。 頭部が開く。
48	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 4.8cm 幅 0.4cm 厚 0.3cm	鉄釘。 先端部欠損。
52	12	6-1	第6地点	④淡黄褐色土層面	鉄製品	長 2.7cm 幅 2.7cm 厚 0.2cm	鉄製品の断片。 鉄板に穴を2つ開ける。
56	12	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 4.9cm 幅 2.7cm 厚 0.2cm	鉄製品の断片。 鉄板に規則的に穴を開ける。
61	13	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 3.8cm 幅 1.8cm 厚 1.0cm	鉄製品。 先端部欠損。 頭部は輪の形を作る。
74	13	6-1	第6地点	④淡黄褐色土層面	鉄製品	長 3.6cm 幅 0.5cm 厚 0.8cm	鉄釘。 先端部欠損。
106	13	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 14.4cm 幅 0.6cm 厚 0.5cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。
108	13	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 5.6cm 幅 0.5cm 厚 0.7cm	鉄釘。 先端部欠損。
113	13	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 7.7cm 幅 0.5cm 厚 0.5cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。
114	13	6-1	第6地点	③淡黄褐色土層中	鉄製品	長 9.0cm 幅 0.9cm 厚 0.8cm	鉄釘。 頭部及び先端部欠損。
117	14	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 15.8cm 幅 11.6cm 厚 7.2cm	
118	14	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 14.4cm 幅 11.8cm 厚 4.1cm	
119	14	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 14.4cm 幅 15.6cm 厚 6.8cm	
120	14	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 14.4cm 幅 15.2cm 厚 6.6cm	
121	15	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 16.7cm 幅 11.4cm 厚 8.2cm	
122	15	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 7.8cm 幅 10.6cm 厚 6.4cm	
123	15	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 11.6cm 幅 9.2cm 厚 8.4cm	
124	15	7-1	第6地点	サブトレンチ一括	炉壁	長 12.6cm 幅 7.8cm 厚 4.8cm	

第4章 三徳山大門跡発掘調査（第2次）

第1節 調査の目的と課題

平成16年度に実施した第1次調査によって、石柱に付随するとみられる南北2列の列石と、かつての道路面と思われる硬化土層面が確認され、永楽通寶が出土した。このことから、大門跡が人工物であり、門（何らかの境界）として機能したことは確実となった。さらに、永楽通寶は字体や直径から中国で鑄造され日本に持ち込まれたものと思われ、流通時期が13世紀から17世紀中ごろまでに限定されることから、より下層に存在する大門跡の遺構の年代は遅くとも17世紀中ごろ以前に遡ると思われた。しかし、土層の分析等も不十分であったため、大門跡の形成過程等も明らかにできなかった。このため調査は次年度以降に継続されることとなった。

こうした経緯から、第2次調査では、第1次調査で不十分であった土層等の分析を進め、大門跡の形成過程を明らかにすることに主眼を置いた。

具体的には、列石の構成の再確認と、1次調査で調査が不十分であった西側サブトレンチ内の土層検証を行った。その際、西側サブトレンチを南北方向にトレンチ端まで拡張した。

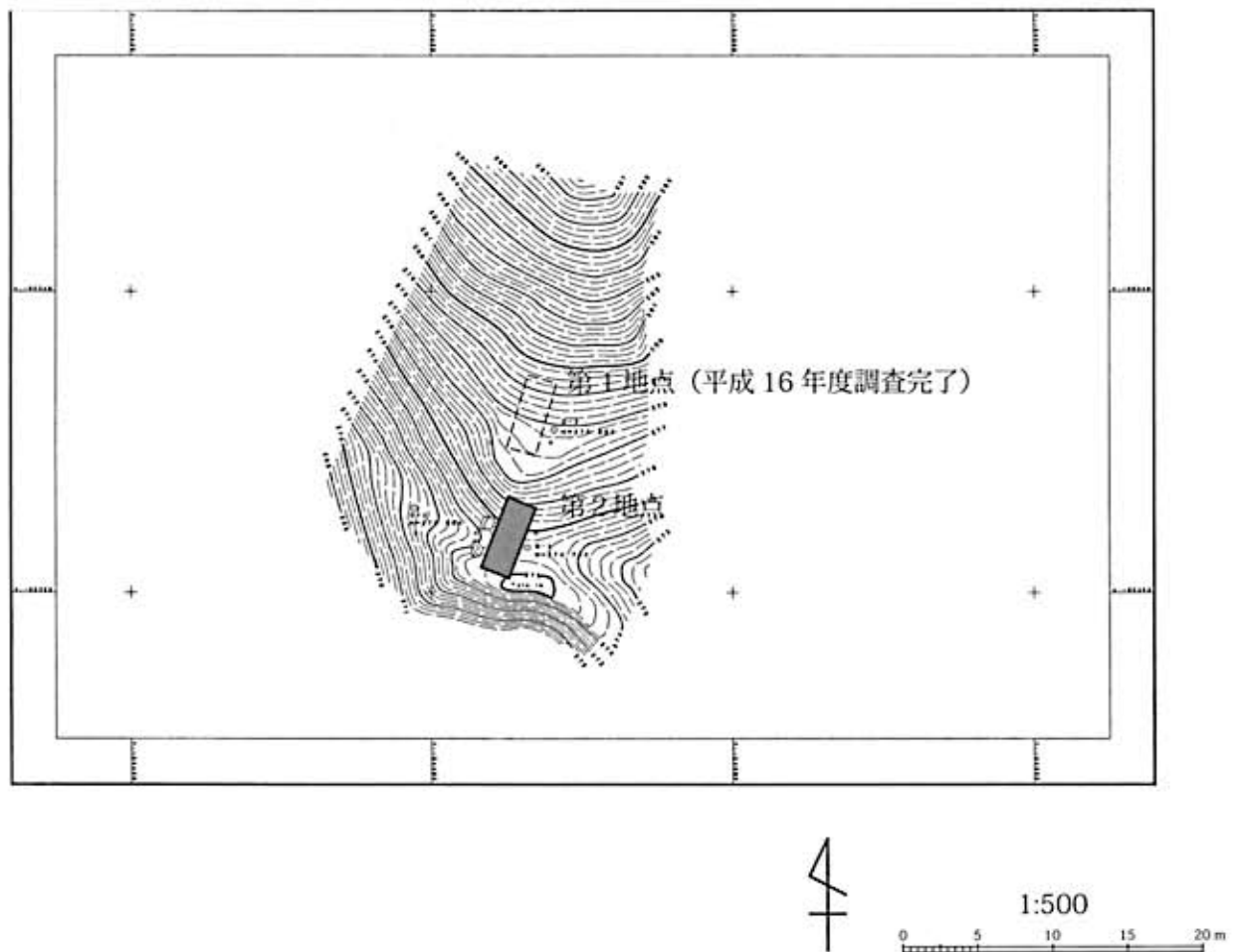


図16 大門跡 トレンチ配置図

第2節 調査の成果

1. 概要

大門跡の調査地は、石柱の南東に隣接し、標高約272mである。

第1次調査によって、石柱に付随するとみられる南北2列の列石と、かつての道路面と思われる硬化土層面が確認され、永楽通寶が出土している。

さらに第2次調査によって、南北列石の構成の再確認の結果、列石を構成する石の多くが何らかの理由で崩落してきたものであることが判明した。

また、土層の確認の結果、1次調査で見つかった硬化土層面より下層において、別の硬化土層面を検出した。この結果、大門跡において少なくとも2つの時期において道路面が形成されたことが明らかとなった。

2. 土層堆積

大門跡の土層堆積は次のとおりである。

- ①黒褐色土層 しまり弱い 第1次調査において最下部で永楽通寶を検出
- ②淡黄褐色土層 しまり強い (2次硬化土層面)
- ③黒褐色土層 しまり弱い 拳大の礫を多く含む
- ④淡黄褐色土層 しまり非常に強い (1次硬化土層面)
- ⑤淡黄褐色土層 しまり強い (地山層)

調査地は南東から北西に伸びる谷状の地形であり、土層もほぼこの地形に沿って堆積している。ただしトレンチ中央部は遺構に伴い堆積が異なる。また、⑤の地山層はトレンチ中央部において、列石を設置するための掘り込みが見られる。④の1次硬化土層面と②の2次硬化土層面の間には、礫を多く含む③黒褐色土層が堆積しており、列石を構成する崩落した石の多くはこの層の上面に存在する。

3. 検出した遺構

西側サブトレンチ及び中央部東西サブトレンチの最下層において、⑤の地山と連続する面上に、明らかに他の箇所より硬度の高い硬化土層面(④層)を検出した。これは第1次調査において検出された硬化土層面(②層)よりも下層であり、より古い時期のものと考えられる。そのため、新たに検出した硬化土層面を1次硬化土層面、第1次調査によって検出された硬化土層面を2次硬化土層面と呼び分けることとした。

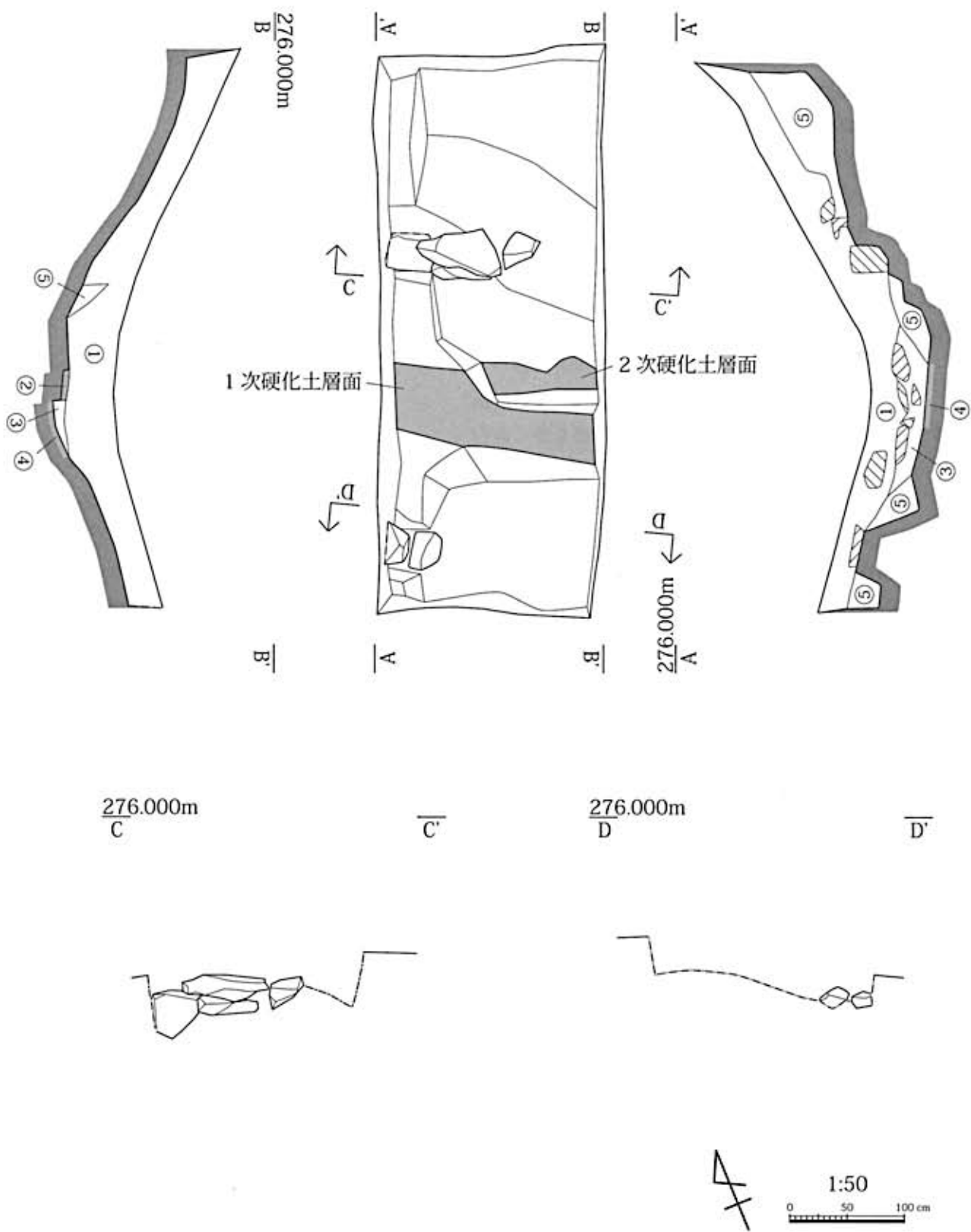


図17 大門跡 平面図・断面図・列石立面図

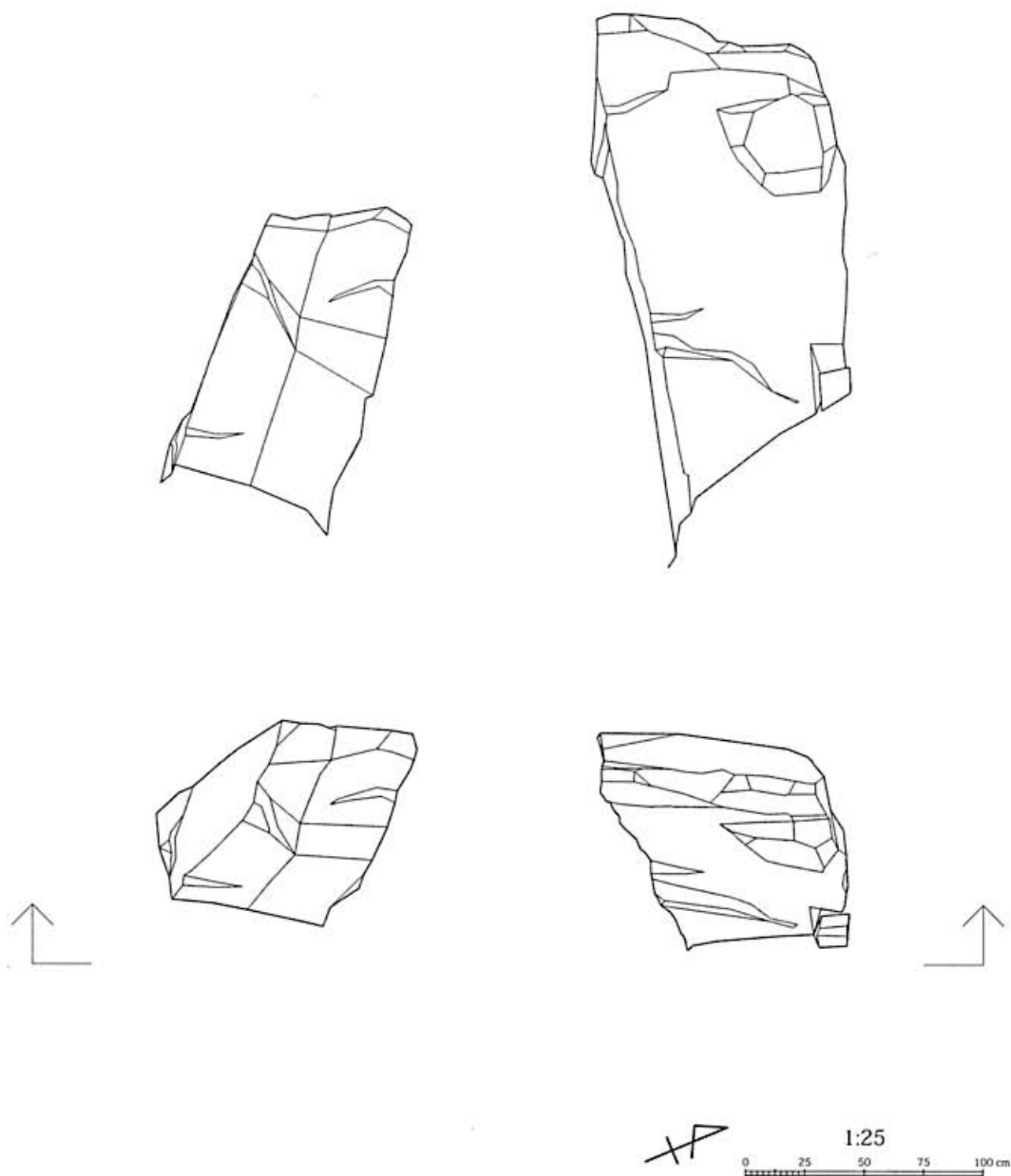


図18 大門跡 石柱立面図・平面図

第3節 調査のまとめ

1. 大門跡の形成

調査の成果を総合すると、大門跡の構成順序は次のとおりと考えられる。

- (1) ⑤の地山層を掘削して通行が容易となる広さを確保する。
- (2) 石柱を建立し、列石を配置する。
- (3) ④の1次硬化土層面が形成される。(人為的かどうかは不明)
- (4) 通行が少なくなり、③層が堆積する。
- (5) 列石の一部が何らかの理由で崩落する。このとき②層の土が流入した可能性がある。
- (6) ②の2次硬化土層面が形成される。(人為的かどうかは不明)
- (7) 永楽通寶が置かれる。(あるいは落とされる。17世紀前半以前)
- (8) ①層が堆積する。

2. 大門跡の性格

大門跡は、第1次調査でも明らかとなったように、門として機能した可能性が高い。また、永楽通寶が2次硬化土層面より上層で出土しているため、大門跡が機能していた最も遅い時期でも17世紀前半以前であり、大門跡形成の時期はさらに遡ると思われる。しかし、他の出土遺物等がないため依然その時期は不明である。

また、大門跡が門であるとしても、何と何を隔てるものであったかは依然として謎のままである。これを解明するためには、周辺の調査の進展を待たなくてはならない。

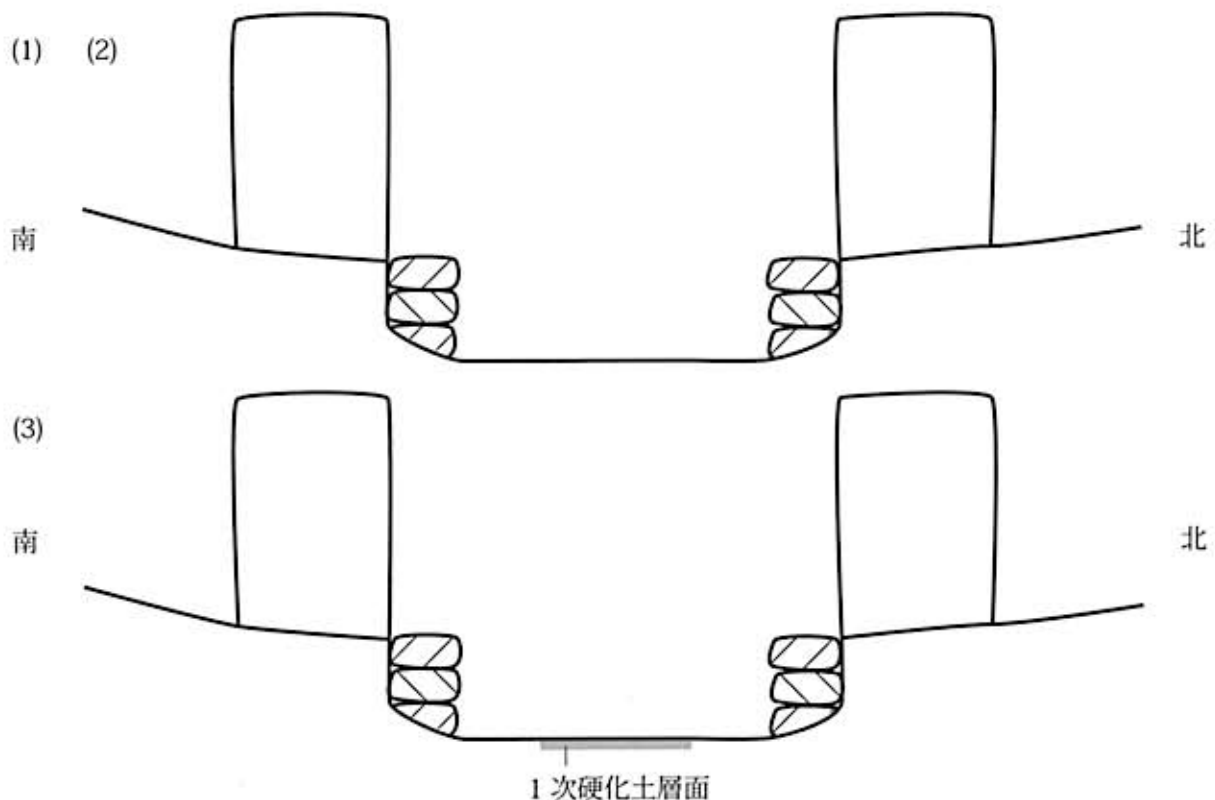


図19 大門跡 形成過程概念図 (1)

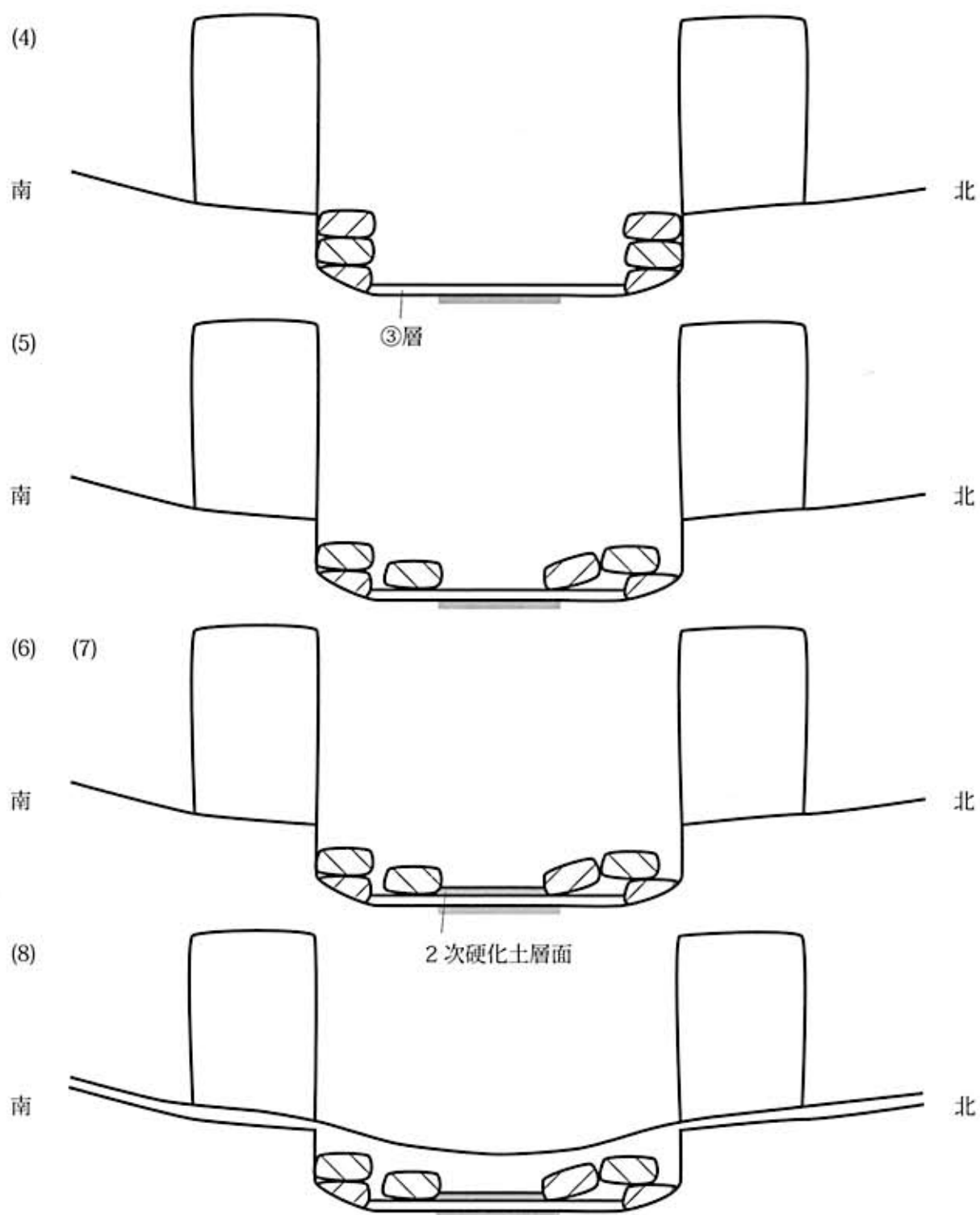


図20 大門跡 形成過程概念図 (2)

第4節 調査の展望

大門跡の第2次調査では、大門跡そのものの形成過程及び性格等は明らかになったものの、三徳山の歴史における位置づけは不明なままである。また、大門跡を通過する道がどこに通じていたのかも不明である。これらの問題点を解決するためには、大門跡周辺の別の地点での調査が必要である。

とりわけ、「往古の坊」が存在したと伝わる千軒原については、農業構造改善事業に伴い実施された昭和62年度の調査において土抗1基のみの発見であったが、『三徳山地域保存管理計画』の中で当時の鳥取県文化財保護審議会委員山本清氏が指摘するとおり調査が十分尽くされたとはいえず、三徳山全体の歴史を明らかにするためには機会を捉え再度調査を行う必要がある。ただし、千軒原はすでに開発によってかつての地形が失われている箇所が多く、調査地の選定には十分な事前の踏査が必要であろう。

また、今回県道改良に伴って三徳川右岸（北側）での調査を4箇所において実施したが、いずれも遺構及び遺物の発見にはつながらなかった。この調査結果も踏まえ、他の三徳山の周辺地域についても調査を実施することを想定すべきである。

主な候補地として次のとおり挙げることができる。

- (1) 社寺の境内
- (2) 加工造成された平坦地
- (3) 字名が遺構の存在を示唆する箇所
- (4) 巨岩や岩壁の類及び周辺

(3) については、例として妙見、妙見頭、神代、神代頭、観音院、蜜坊、九曜、九曜頭、鑑鞠邸、鑑鞠邸頭等を挙げることができる。

(4) については、山岳信仰では巨岩等を祭祀の対象とすること、特に、三徳山に現存する文化財建造物のほとんどがそうした立地に存在することを考えると、信仰に関連する遺構や遺物が存在する可能性がある。

図 版



作 業 風 景



1. 第1地点 調査前状況（南東から）



2. 第1地点 完掘状況（東から）



3. 第1地点 北壁土層断面（南東から）



4. 第1地点 東壁土層断面（西から）



5. 第2地点 調査前状況（南東から）



6. 第2地点 完掘状況（南東から）



7. 第2地点 南壁土層断面（北から）



8. 第3地点 調査前状況（南東から）



1. 第3地点 完掘状況（南東から）



2. 第3地点 東壁土層断面（西から）



3. 第4地点 調査前状況（北から）



4. 第4地点 完掘状況（北から）



5. 第4地点 南壁土層断面（北から）



6. 第5地点 調査前状況（南から）



7. 第5地点 完掘状況（南から）



8. 第5地点 北壁土層断面（南東から）



1. 第6地点 調査前状況（南から）



2. 第6地点 トレンチ設定状況（南から）



3. 第6地点 完掘状況（南から）



1. 第6地点 南壁土層断面（北西から）



2. 第6地点 東壁土層断面（西から）



3. 第6地点 北壁土層断面（南西から）



1. 第6地点 東側遺物検出状況（東から）



2. 第6地点 中央部遺物検出状況（南から）



3. 第6地点 礎石（北から）



1



6



24



25



28



48



52



56



61



74



106



108

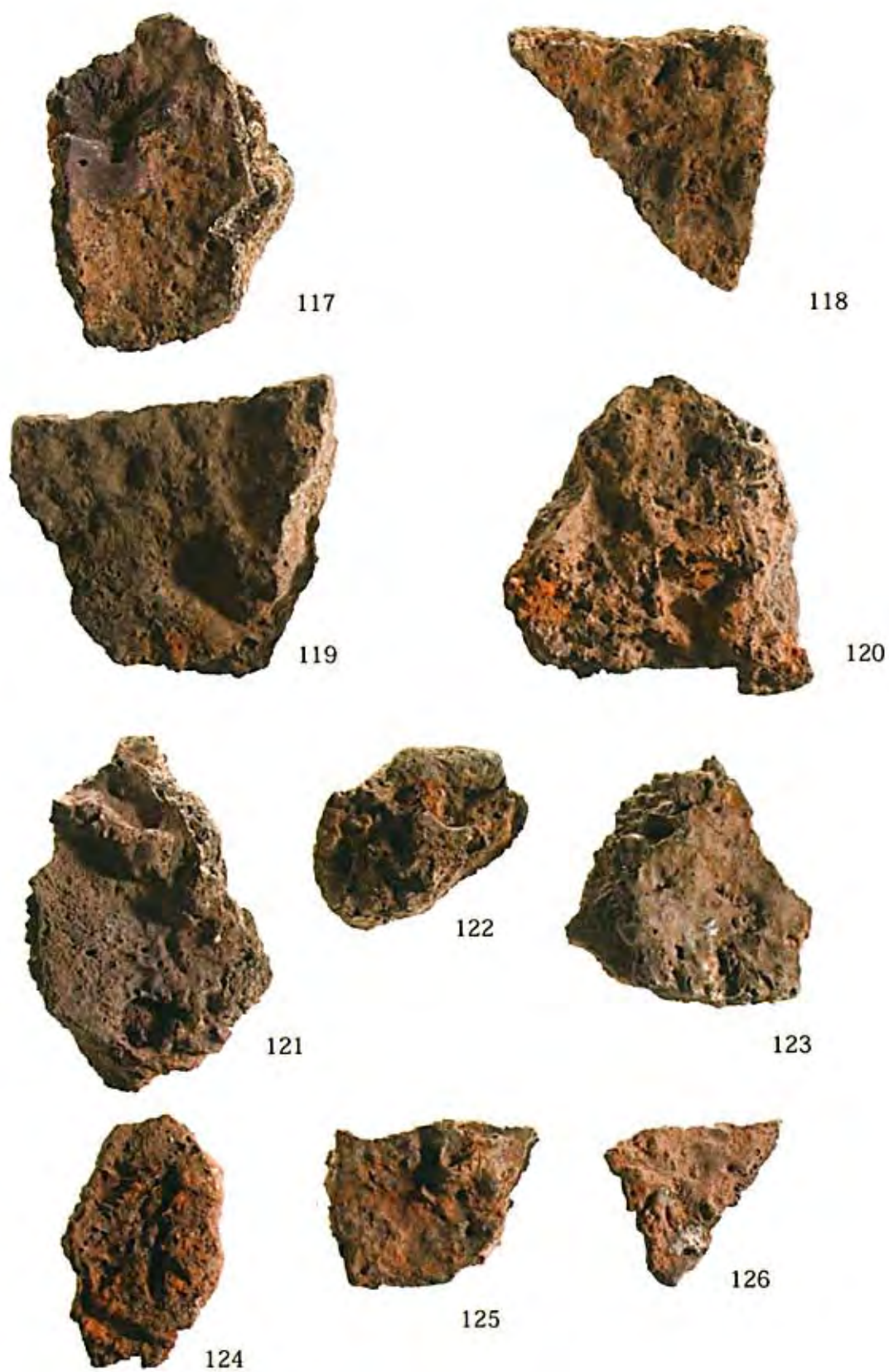


113



114

1. 第6地点 出土遺物（鉄製品）



1. 第6地点 出土遺物(炉壁1)



1. 第6地点 出土遺物（炉壁2）



81

2. 第6地点 出土遺物（土師器）



1. 大門跡 遠景



2. 大門跡 石柱（東から）



1. 大門跡 調査前状況（北東から）



2. 大門跡 調査前状況（北から）



1. 大門跡 完掘状況（北東から）



2. 大門跡 完掘状況（北から）



1. 大門跡 西壁土層断面（東から）



2. 大門跡 東壁土層断面（菱から）



3. 大門跡 1次硬化面検出状況（南西から）



1. 大門跡 北側列石（南西から）



2. 大門跡 南側列石（北東から）

報 告 書 抄 録

ふりがな	めいしょうおよびせきみとくさんはつかつちょうさほうこくしょ							
書名	名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書							
副書名	県道鳥取鹿野倉吉線改良工事に伴う発掘調査 三徳山大跡発掘調査（第2次）							
巻次								
シリーズ名	三徳山歴史遺産調査報告書							
シリーズ番号	3							
編著者名	柚垣大作							
編集機関	三朝町教育委員会							
所在地	〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 TEL 0858-43-3510							
発行年月日	平成18年（西暦2006年）3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号		北緯	東経	調査期間	調査 面積	調査原因
みとくさんかんのんじいせき 三徳山観音寺遺跡	とうほくぐんみさきちやう 東伯郡三朝町 おおあだみとく 大字三徳 985番地5	313645		35度 24分 00秒	133度 57分 26秒	20050913 / 20041101	26㎡	県道改良
みとくさんだいもんあと 三徳山大門跡	とうほくぐんみさきちやう 東伯郡三朝町 おおあだみとく 大字三徳 1104番地	313645		35度 24分 05秒	133度 57分 17秒	20051108 / 20060117	10㎡	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項
三徳山観音寺遺跡 （第6地点）	金属加工遺跡	近世以前		礎石		鉄釘 炭化物 土師器 炉壁		
三徳山大門跡	その他	近世初期以前		道路面2 列石2		古銭（永楽通寶）		

三徳山歴史遺産調査報告書 第3集

名勝及び史跡 三徳山

発掘調査報告書

発行	平成18年3月
編集	鳥取県三朝町教育委員会 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 電話 (0858) 43-3510
発行	鳥取県三朝町教育委員会
印刷	勝美印刷株式会社